



いよぎんホールディングス

証券コード：5830

第4期

定時株主総会

招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時 2026年6月26日（金）午前10時

場所 ANAクラウンプラザホテル松山
本館4階「ダイヤモンドボールルーム」

議決権行使期限

2026年6月25日（木）
午後5時30分まで



(証券コード5830)
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

松山市南堀端町1番地
株式会社いよぎんホールディングス
代表取締役社長 三好賢治

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第4期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト

<https://www.iyogin-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（開場時刻：午前9時）
2. 場 所	松山市一番町3丁目2番地1 ANAクラウンプラザホテル松山 本館4階「ダイヤモンドボールルーム」
3. 目的事項 報告事項	1. 第4期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 2. 第4期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	<p><会社提案（第1号議案から第3号議案まで）></p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である社外取締役1名選任の件</p> <p><株主提案（第4号議案から第9号議案まで）></p> <p>第4号議案 定款一部変更の件（1） 第5号議案 定款一部変更の件（2） 第6号議案 定款一部変更の件（3） 第7号議案 定款一部変更の件（4） 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名解任の件 第9号議案 監査等委員である取締役3名解任の件</p>

第4号議案から第9号議案までは株主さま（1名）からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対いたしております。

以 上

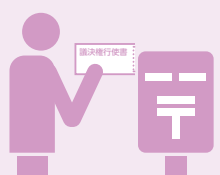
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をされた株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を掲載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の以下の事項
 - ・当社の現況に関する事項のうち、企業集団及び当社の財産及び損益の状況、企業集団の使用人の状況、企業集団の主要な営業所等の状況、主要な借入先ならびにその他企業集団の現況に関する重要な事項
 - ・会社役員（取締役）に関する事項のうち、責任限定契約、補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する事項
 - ・社外役員に関する事項
 - ・当社の株式に関する事項
 - ・当社の新株予約権等に関する事項
 - ・会計監査人に関する事項
 - ・財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ・業務の適正を確保する体制
 - ・特定完全子会社に関する事項
 - ・親会社等との間の取引に関する事項
 - ・会計参与に関する事項
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 事業報告の一部を、後日インターネット上の当社ウェブサイト動画配信する予定です。

当社ウェブサイト：<https://www.iyogin-hd.co.jp>

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。株主総会参考書類(5頁～29頁)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

書面による議決権行使



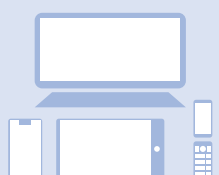
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月25日
(木曜日)

午後**5時30分**到着分まで

インターネットによる議決権行使




4頁【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、行使期限までにご行使ください。

行使期限

2026年6月25日
(木曜日)

午後**5時30分**まで

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月26日
(金曜日)

午前**10時**

議決権行使書の記載例

取締役会の意見にご賛同いただける場合

株主 会社提案	議案第1号 (取締役会)	議案第2号 (取締役会)	議案第3号 (取締役会)	議案第4号 (株主提案)	議案第5号 (株主提案)	議案第6号 (株主提案)	議案第7号 (株主提案)	議案第8号 (株主提案)	議案第9号 (株主提案)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

取締役会の意見に反対される場合

株主 会社提案	議案第1号 (取締役会)	議案第2号 (取締役会)	議案第3号 (取締役会)	議案第4号 (株主提案)	議案第5号 (株主提案)	議案第6号 (株主提案)	議案第7号 (株主提案)	議案第8号 (株主提案)	議案第9号 (株主提案)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第4号議案から第9号議案は、株主さま(1名)からのご提案です。**当社取締役会は、これらの議案に反対しております。**詳細は、22頁から29頁をご参照ください。

- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第1号議案、第2号議案及び第9号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

！ 「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

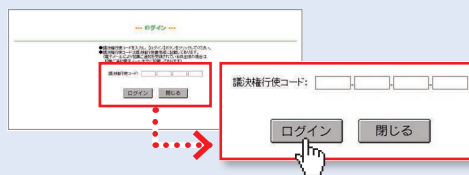
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

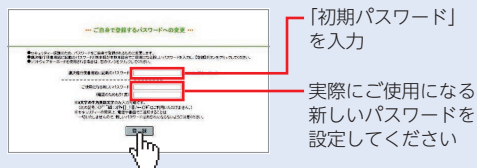
<https://www.web54.net>

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 ログインしてください。



2 パスワードをご入力ください。



3 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。

ご注意事項

- 同一の株主さまが書面及び電磁的方法の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 同一の株主さまが複数回電磁的方法により議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

お問い合わせ

- 1 インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120 (652) 031 受付時間 9:00～21:00
- 2 その他のご照会 ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま お取引の証券会社までお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主さま（特別口座の株主さま）
三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120 (782) 031 受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案から第3号議案まで）

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（性別）	現在の当社における地位等
1	み よし けん じ 三 好 賢 治 男性 再任	取締役社長 (代表取締役)
2	なが た ひろし 長 田 浩 男性 再任	取締役専務執行役員 (代表取締役)
3	さ が や ま たかし 佐賀山 隆 男性 新任	常務執行役員
4	せん ば ひろ ひさ 仙 波 宏 久 男性 再任	取締役常務執行役員

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

1

三

好

賢

治

男性

再任



生年月日

1959年12月18日 (66歳)

取締役在任年数

3年8カ月 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

所有する当社の株式数

36,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 株式会社伊予銀行入行
 2004年3月 同 椿支店長
 2006年8月 同 広島支店副支店長
 2009年8月 同 大阪北支店長
 2012年8月 同 資金証券部長
 2014年6月 同 執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長兼総合企画部ICT戦略室長
 2015年6月 同 常務執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長兼総合企画部ICT戦略室長
 2016年6月 同 常務執行役員 営業本部副本部長
 2017年6月 同 常務取締役
 2019年6月 同 専務取締役 (代表取締役)
 2020年4月 同 取締役頭取 (代表取締役) (現任)
 2022年10月 当社 取締役社長 (代表取締役) (現任)

[担当]

●経営監査部

[重要な兼職の状況]

- 株式会社伊予銀行 取締役頭取 (10頁 (1) 参照)
- 一般社団法人愛媛県銀行協会 会長
- 松山商工会議所 会頭
- 愛媛県商工会議所連合会 会頭

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において、営業店長、企画部門、営業部門及び市場部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務全般に精通しております。また同行頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより引き続き当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

その他取締役候補者に関する特記事項

三好賢治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。当社の連結子会社である株式会社伊予銀行は、三好賢治氏の重要な兼職先である一般社団法人愛媛県銀行協会、松山商工会議所及び愛媛県商工会議所連合会との間で経常的な金融取引を行っております。

2

なが
長 た
田ひろし
浩

男性

再任



生年月日

1963年1月22日 (63歳)

取締役在任年数

3年8カ月 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

所有する当社の株式数

14,703株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社伊予銀行入行
 2007年8月 同 総合企画部課長
 2011年2月 同 東京支店副支店長
 2013年8月 同 総合企画部次長
 2015年2月 同 総合企画部副部長
 2016年6月 同 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2017年6月 同 執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2019年6月 同 常務執行役員 総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
 2021年6月 同 常務取締役
 2022年6月 同 専務取締役 (代表取締役)
 2022年10月 当社 取締役専務執行役員 (代表取締役) (現任)
 2025年6月 株式会社伊予銀行 取締役副頭取 (代表取締役) (現任)

[担当]

- 経営企画部
- 秘書室
- 人事企画部

[重要な兼職の状況]

- 株式会社伊予銀行 取締役副頭取

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において、企画部門及び市場部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより引き続き当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

長田浩氏と当社及び当社のグループ会社との間には、特別の利害関係はありません。

3

さ が やま たかし
佐 賀 山 隆

男性

新任



生年月日

1967年8月24日 (58歳)

取締役在任年数

-

取締役会への出席状況

-

所有する当社の株式数

8,855株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社伊予銀行入行
 2009年7月 同 東京事務所長
 2013年7月 同 伯方支店長
 2016年8月 同 国際部次長
 2016年9月 同 国際部付・次長待遇
 2016年12月 同 シンガポール支店長
 2021年4月 同 営業戦略部副部長
 2021年6月 同 執行役員 営業戦略部長
 2021年8月 同 執行役員 ビジネスマーケティング部長
 2022年10月 当社 営業企画部長
 2023年6月 株式会社伊予銀行 上席執行役員本店営業部長
 2024年6月 同 常務取締役 営業本部長 (現任)
 当社 常務執行役員 (現任)

[担当]

-

[重要な兼職の状況]

●株式会社伊予銀行 常務取締役 (10頁 (2) 参照)

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において、営業店長、国際部門及び営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

佐賀山隆氏と当社及び当社のグループ会社との間には、特別の利害関係はありません。



生年月日

1965年10月7日 (60歳)

取締役在任年数

2年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

所有する当社の株式数

13,176株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社伊予銀行入行
 2009年4月 同 審査第2部審査役
 2010年8月 同 審査第2部シップファイナンス室審査役
 2011年8月 同 審査部シップファイナンス室課長
 2014年6月 同 波止浜支店長
 2016年10月 同 波止浜グループ長兼波止浜支店長
 2017年8月 同 審査部長
 2018年6月 同 執行役員 審査部長
 2019年6月 同 執行役員 東京支店長兼市場営業室長
 2020年6月 同 常務執行役員 東京支店長兼市場営業室長
 2021年6月 同 常務取締役 営業本部長
 2022年6月 同 常務取締役 法人営業本部長
 2022年10月 当社 常務執行役員
 2023年6月 株式会社伊予銀行 常務取締役
 2024年6月 当社 取締役常務執行役員 (現任)
 2025年6月 株式会社伊予銀行 専務取締役 (現任)

[担当]

-

[重要な兼職の状況]

●株式会社伊予銀行 専務取締役

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において、営業店長及び審査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより引き続き当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

仙波宏久氏と当社及び当社のグループ会社との間には、特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

- (1) 三好賢治氏は現在、株式会社伊予銀行の取締役頭取に就任しておりますが、2026年6月26日付けで取締役頭取を退任し、同行の取締役会長に就任する予定であります。
- (2) 佐賀山隆氏は現在、株式会社伊予銀行の常務取締役就任しておりますが、2026年6月26日付けで常務取締役を退任し、同行の取締役頭取に就任する予定であります。
- (3) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。
- (4) 当社及びグループ会社は、取締役及び執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております（保険料は当社が全額負担しております）。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。第1号議案の取締役候補者については全員がすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任が承認された場合、引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は2026年10月3日に更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(性別)	現在の当社における地位等
1	木村 雅彦 (男性)	新任
2	野間 自子 (女性)	再任 社外 独立 監査等委員である取締役
3	森本 昌雄 (男性)	新任 社外 独立

再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者
独立	証券取引所届出独立役員	新任	新任取締役候補者

1

木

村

雅

彦

男性

新任



生年月日

1965年4月15日 (61歳)

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

28,915株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 株式会社伊予銀行入行
 2010年2月 同 審査第1部課長
 2011年8月 同 与信企画部課長
 2013年8月 同 審査部課長
 2014年6月 同 大阪北支店長
 2018年8月 同 ダイレクト営業部長
 2021年6月 同 執行役員 東京支店長兼市場営業室長
 2023年3月 同 執行役員 今治グループ長兼今治支店長兼
 中浜支店長兼近見支店長
 2024年6月 同 上席執行役員 今治グループ長兼今治支店
 長兼中浜支店長兼近見支店長
 2025年2月 同 上席執行役員 今治グループ長兼今治支店
 長兼中浜支店長兼桜井支店長兼近見支店長
 2025年6月 同 取締役監査等委員 (現任)

[担当]

—

[重要な兼職の状況]

●株式会社伊予銀行 取締役監査等委員 (15頁 (1) 参照)

取締役候補者とした理由

株式会社伊予銀行において、営業店長、審査部門及び営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督、会計監査人と連携しての会計監査等を業務執行から独立した立場から適切に行い、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。



生年月日

1959年5月27日 (67歳)

監査等委員である取締役
(社外)の在任年数

3年8カ月 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

監査等委員会への出席状況

14回/14回 (100%)

所有する当社の株式数

3,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録
 1986年 4月 早川総合法律事務所入所
 (現 東京平河法律事務所・コスモ法律事務所)
 1992年 11月 さくら共同法律事務所入所
 1995年 1月 大島総合法律事務所入所
 1999年 2月 三宅坂総合法律事務所 パートナー (現任)
 2002年 6月 日本オラクル株式会社 監査役
 2017年 4月 日本知的財産仲裁センター長
 2020年 9月 アクシスコンサルティング株式会社 監査役
 2021年 6月 株式会社伊予銀行 取締役監査等委員
 2021年 6月 株式会社エイジス 監査役 (現任)
 2021年 9月 アクシスコンサルティング株式会社 取締役監
 査等委員
 2022年 1月 株式会社ウイルコホールディングス 取締役
 2022年 10月 当社 取締役監査等委員 (現任)
 2025年 5月 松竹株式会社 取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

- 三宅坂総合法律事務所 パートナー
- 株式会社エイジス 監査役 (社外)
- 松竹株式会社 取締役 (社外)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を有しており、特に法令遵守及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

3

もり
森もと
本まさ
昌お
雄

男性

新任

社外

独立



生年月日

1957年12月7日 (68歳)

監査等委員である取締役
(社外) の在任年数

-

取締役会への出席状況

-

監査等委員会への出席状況

-

所有する当社の株式数

500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社千葉銀行入行
 2005年10月 同 システム部長
 2009年6月 同 執行役員 システム部長
 2010年6月 同 取締役執行役員
 2011年6月 同 取締役常務執行役員
 2016年6月 同 参与
 2016年7月 T&Iイノベーションセンター株式会社 代表取締役会長
 2018年6月 若築建設株式会社 監査役
 2023年6月 T&Iイノベーションセンター株式会社 顧問
 2024年1月 特定非営利活動法人金融IT協会 理事 (現任)
 2024年6月 株式会社伊予銀行 取締役監査等委員 (現任)

[担当]

-

[重要な兼職の状況]

●株式会社伊予銀行 取締役監査等委員 (15頁 (1) 参照)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千葉銀行取締役やT&Iイノベーションセンター代表取締役会長をはじめとする要職を歴任するなど、組織運営及びシステム全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、特にガバナンスの強化、デジタル施策における観点から適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

その他取締役候補者に関する特記事項

- (1) 木村雅彦氏及び森本昌雄氏は現在、株式会社伊予銀行の監査等委員である取締役に就任しておりますが、本議案が承認された場合には、同行の監査等委員である取締役を退任し、当社の監査等委員である取締役に就任する予定であります。
- (2) 木村雅彦氏、野間自子氏及び森本昌雄氏と当社及び当社のグループ会社との間には、特別の利害関係はありません。
- (3) 野間自子氏及び森本昌雄氏は当社の社外取締役候補者であり、両氏は、当社の社外取締役の独立性基準（21頁）を満たしております。
- (4) 本議案が承認された場合には、野間自子氏及び森本昌雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (5) 本議案が承認された場合には、当社は木村雅彦氏及び森本昌雄氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。野間自子氏との間では既に会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合には、責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
- (6) 当社及びグループ会社は、取締役及び執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております（保険料は当社が全額負担しております）。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。第2号議案の取締役候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任が承認された場合、引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は2026年10月3日に更新する予定であります。
- (7) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

第3号議案**補欠の監査等委員である社外取締役1名選任の件**

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合または社外取締役が定款第19条第3項に定める員数（取締役総数の3分の1以上）を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が承認された場合には、2025年開催の第3期定時株主総会の第4号議案として承認された「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」に係る決議は取り消され、将来に向かってその効力を失うものとしします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である社外取締役候補者は、次のとおりであります。

おお

くま

のぶ

さだ

大**熊****伸****定**

男性

社外

独立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1996年4月 弁護士登録
1996年4月 米田功法律事務所 入所
2013年4月 弁護士法人松山中央法律事務所 社員（現任）
2015年4月 愛媛弁護士会 会長
2016年5月 愛媛県労働委員会 公益委員
2023年4月 四国弁護士会連合会 理事長
2024年4月 日本弁護士連合会 副会長

[担当]

—

[重要な兼職の状況]

●弁護士法人松山中央法律事務所 社員

生年月日

1967年5月2日（59歳）

監査等委員である取締役
（社外）の在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を有しており、法令遵守の観点から適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、補欠の社外取締役候補者としてしました。

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

その他取締役候補者に関する特記事項

- (1) 大熊伸定氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (2) 大熊伸定氏と当社及び当社のグループ会社との間には、特別の利害関係はありません。なお、大熊伸定氏が所属する弁護士法人松山中央法律事務所は株式会社伊予銀行と顧問契約を締結しておりますが、当該契約の内容、報酬額等は当社の社外取締役の独立性基準（21頁）を満たしております。
- (3) 大熊伸定氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、大熊伸定氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (4) 大熊伸定氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は大熊伸定氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である社外取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
- (5) 当社及びグループ会社は、取締役及び執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております（保険料は当社が全額負担しております）。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。大熊伸定氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれます。なお、当該保険契約は2026年10月3日に更新する予定であります。

<ご参考>選任後の監査等委員会の構成

氏名	現在の当社グループにおける地位等及び重要な兼職の状況
木村 雅彦	株式会社伊予銀行 監査等委員である取締役
野間 自子 (社外)	当社 監査等委員である取締役 三宅坂総合法律事務所 パートナー 株式会社エイジス 監査役 (社外) 松竹株式会社 取締役 (社外)
田和 宏 (社外)	当社 監査等委員である取締役 株式会社日本総合研究所 顧問
森本 昌雄 (社外)	株式会社伊予銀行 監査等委員である取締役

※監査等委員である取締役の任期は2年であり、田和宏氏は2025年6月の第3期定時株主総会において選任され就任しております。

(ご参考)

第1号議案及び第2号議案をご承認いただいた後の取締役会の構成とスキル・マトリックス

氏名		企業経営 ガバナンス	コンサル ディング 地方創生	人財 戦略	法務 リスクマネ ジメント	財務戦略 会計	GX	市場運用 国際	DX ICT
監査等委員 ではない 取締役	三好 賢治 取締役社長 男性	●	●	●	●	●	●	●	●
	長田 浩 取締役副社長 男性	●	●	●	●	●	●	●	●
	佐賀山 隆 取締役 男性	●	●	●	●	●	●	●	●
	仙波 宏久 取締役 男性	●	●		●			●	●
監査等委員 である 取締役	木村 雅彦 取締役監査等委員 男性	●	●		●			●	●
	野間 自子 取締役監査等委員 女性 社外 独立	●			●				
	田和 宏 取締役監査等委員 男性 社外 独立	●	●	●	●		●		●
	森本 昌雄 取締役監査等委員 男性 社外 独立	●		●	●				●

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

社外 社外取締役 独立 証券取引所届出独立役員

スキルの詳細と選定理由

スキル項目	スキルの詳細と選定理由
企業経営・ガバナンス	長期ビジョン「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」を実現するためには、経営や組織運営に関する知識・経験を有し、強固なガバナンスのもと、経営環境に応じた経営戦略を策定・遂行する必要があるため選定しました。
コンサルティング・地方創生	地域社会やお客さまの成長・発展を支援するためには、海事産業を始めとする地場産業に関する知識・経験に加えて、先進的で質の高い、総合的なサービスに関する知識・経験を有し、地域社会やお客さまに最適なコンサルティングを提供できる必要があるため選定しました。
人財戦略	DHDモデルを昇華させ「稼ぐ力」を高めるためには、人的資本経営に関する知識・経験を有し、「営業×人財」の構造改革の実行を通じて、専門的かつ多様な人財の能力を最大限発揮する必要があるため選定しました。
法務・リスクマネジメント	企業価値の向上に向けて適切なリスクテイクを行うためには、各種リスクに関する知識・経験を有し、適切なリスクマネジメントが行える必要があるため選定しました。
財務戦略・会計	企業価値の向上に向けて当社グループへ与える経済インパクトを極大化するためには、財務会計に関する知識・経験を有し、適切な資本運営とバランスの取れたコストコントロールを行う必要があるため選定しました。
G X	豊かな地球環境・自然資本の維持に貢献するためには、環境分野の知識・経験を有し、自社グループの脱炭素化に向けた取組みを進めるとともに、お客さまの気候変動対応や脱炭素経営を支援できる必要があるため選定しました。
市場運用・国際	企業価値の向上に向けて安定的な収益を確保し続けるためには、有価証券運用や国際業務に関する知識・経験を有し、市場運用における適正な判断が行える必要があるため選定しました。
DX・ICT	DHDモデルを昇華させ「稼ぐ力」を高めるためには、デジタル技術に関する知識・経験を有し、チャネルの充実やインフラの高度化を図る必要があるため選定しました。

(ご参考) 当社社外取締役の独立性基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すると考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当社または当社のグループ会社（親会社、子会社及び関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人並びに団体の業務を執行する役員、理事、使用人及びこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者及びその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
 - （1）当社グループからの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当社グループに代替性がない程度に依存していること
 - （2）借入以外の通常の商取引については、当社グループとの取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の2%超であること
3. 当社グループの主要な取引先（当社グループの経常収益の2%超の取引）またはその業務執行者
4. 当社グループから、役員報酬以外に一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5. 当社グループから、一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6. その就任の前5年以内において上記2から5に掲げる者に該当していた者
7. 下記に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族及び生計を一にする者
 - （1）当社または当社のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長及びこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
 - （2）上記2から5に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

株主提案（第4号議案から第9号議案まで）

第4号議案から第9号議案までは株主提案によるものであります。なお、提案株主さま（1名）の議決権の数は、302個であります。

各議案の提案内容及び提案理由は、形式的な修正を除き、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

■ 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、株主さま（1名）からご提案をいただいております。上記を踏まえた検討の結果、ご提案全てを掲載しております。

定款一部変更の件（1）

1. 提案内容

(株) いよぎんホールディングスの社名を (株) いよぎん株主阿鼻叫喚ホールディングスとする。

2. 提案理由

26年3月期予想。いよぎんHD純利益660億円・株主の配当額60円。四銀純利益170億円・配当金60円。ケチ根性丸出し。徹底する低配当。配当金は年200円でも出せる。剰余金を役員会が湯水のごとく。

- イ 2025年3月。DOE1.63%・ROE6.48%
- ロ 地元で殿様のように君臨した、丸住製紙に忖度した結果、融資約50億円の損失
- ハ 25年10月末にアプリ開発会社に出資。投資額は非公開
- ニ (株) ダイキアクシスに社外取・報酬委として送り出し、職業選択の自由と意味不明。大亀会長・社長に、純利益約3億5千2百万円の企業が約3億円の役員報酬承認
- ホ 四国アライアンス社員のキャッシュカード不正使用事件
- ヘ 田中監査等委員の役員期間中の途中下車。取締役会の選任ミス。補欠制度を作り、費用増
- ト 提案株主に、総会で提案補足説明を5分前後に、発言ブロック制度
- チ 業務委託先での約25万件の顧客情報漏

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

当社は、2022年6月29日開催の株式会社伊予銀行第119期定時株主総会において、株主の皆さまのご承認を得て、商号を「株式会社いよぎんホールディングス」としており、広く周知されている現在の商号がふさわしいと考えております。

1. 提案内容

取締役会の議長は毎回社長でなく、三回に一回は社外取締役から選出する。

2. 提案理由

いよぎんHDはコーポレートガバナンス・コードの原則が緩んでいる。独立社外取締役の人数要件を任期途中満たさない件。また、巨額投資の本社ビル工事費等・アプリ開発会社の巨額出資など株主に対し、余りにも秘密・未公表が多すぎる秘密主義。取締役会の信頼はない。取締役会で社外取締役の真価が発揮されない頭数役員。そこで、社外取締役の能力を試す為、取締役会の議長になる。株主還元策や、株主総会の運営方法など議論すべきだ。特に株主提案者に対し十分な発言を許し意見を聞く度量のない総会運営。株主は発言時間が足りず自ら金融庁に苦情を上申。

株主総会年に一度だ。三好氏は松山商工会議所会頭である。大きな度量がなければ、県民も株主も不幸。株主に発言を渋る精神を改めよ！

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

当社は、取締役会議長には、取締役会において十分かつ実質的な議論を促進するために必要な情報提供や環境整備も含めて、適切な意思決定を導く役割があり、その役割を果たすためには、当社グループの事業構造、経営内容や組織等を十分に理解したうえで、リーダーシップを発揮できる者が取締役会議長を務めるのが最善と考えております。

また、取締役会の円滑かつ継続的な運営という観点から、事業年度の途中において、議長が頻繁に交代することは望ましくないと考えております。

当社においても、将来的に、執行と監督の分離という観点から、社外取締役を議長とする体制が採用される余地を否定するものではありませんが、現時点では、業務内容に精通した取締役が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1以上を占める独立社外取締役による監督を受ける体制が最善と判断しております。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

1. 提案内容

第19条第3項を廃止。（監査等委員の補欠案）

2. 提案理由

任期満了前に退任した監査等委員であった田中琢二氏の途中下車は、取締役会の人選ミスであり、株主は安易に取締役のミスを許し、経費増に繋がる補欠制度を許すべきではない。他社にこんな制度はない。取締役会が事前調査をしっかりやれば済むこと。

企業の金を使い、取締役会の能力不足を補うべきではない。

前代未聞のこの事件で、役員だれも責任も取っていない。株主還元を忘れた役員をのミスを経費で賄うべきではない。自分達を守る経費は「ふんだん使う」根性だけは長けている。

「定款第19条第3項」は無能な取締役会の尻拭いをする為の経費増の定款。

DOE・5%が常識の世の中。株主に還元する気がない。いよざんHD役員を守る定款は認めない。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

当社は、2025年6月27日開催の当社第3期定時株主総会において、株主の皆さまのご承認を得て、取締役会の独立性強化のため、当社定款第19条第3項に社外取締役の員数を取締役総数の3分の1以上とする規定を新設いたしました。また、併せて、株主の皆さまのご承認を得て、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）1名を選任いたしました。これにより、万一、当社の社外取締役の員数が取締役総数の3分の1を下回ることとなったとしても、株主さまと会社の双方にとって負担の大きい臨時株主総会を開催することなく、速やかに、当該補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）が正式な監査等委員である取締役（社外取締役）に就任することができる体制となっております。

なお、当該補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）は無報酬としており、経費増加につながるものではありません。

従って、当社定款から第19条第3項を廃止すべきではないと考えます。

定款一部変更の件（4）

1. 提案内容

政策保有株の保有目的基準を厳しく設定し「コーポレートガバナンス」に照らし、著しく企業精神が逸脱した企業株は、改善要求を申し込み、改善がなければ売却する。

2. 提案理由

伊予銀行〇Bの三好年久氏が社外取・役員報酬委として就任中。投資4.4%の松山の（株）ダイキアクシスの役員報酬は高額、三好社外取の効果なし。

他社との比較・売上高・純利益

- 1 三浦工業（株）は25年有報で「売上高約2500億円・純利益約233億円」
- 2 ダイキアクシスは25年度有報で「売上高約468億円・純利益約3億5千2百万円」

役員報酬

- 1 三浦工業「社長・宮内氏1億2千7百万円・本部長・米田氏1億1千万円」
2名で2億3千7百万円
- 2 ダイキアクシス「会長・大亀裕氏1億5千4百万円・社長大亀裕貴氏1億4千5百万円」
2名で2億9千9百万円

結語 伊予銀〇B三好年久氏が所属する「役員報酬委員会」に高額報酬の背景・明確な説明なし。大亀氏は適法という。最早、上場企業の体を成さない。

ダイキアクシスは上場企業。純利益3億5千2百万で、会長・社長2名で約3億円。
投資先として不合格。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

当社は、コーポレートガバナンス・コード【原則1-4. 政策保有株式】も踏まえ、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、政策保有株式の縮減に関する基本的な考え方を定め、これを公表しております。

また、このコーポレートガバナンス・ガイドラインに則って、当社取締役会は、政策保有株式について「投資面」及び「政策面」から評価・分類し、年に1回以上、保有継続可否の検証を行い、政策保有株式の縮減を進めております。

加えて、定款は会社の組織や運営に関する基本事項を定めるものであり、業務執行に関する個別具体的な事項について規定することは適切ではないと考えます。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

1. 提案内容

取締役社長 三好 賢治氏を解任する。

2. 提案理由

解任は今回で3回目。松山商工会議所の会頭兼務と聞く。株主提案権者に対し、補足説明は約5分しか与えない器量。社長として痛点到に触れられたくない弱気性格。

総会は1年に1度だ。株主の意見を幅広く聞く社長に、早く成長して欲しい。

売上・純利益は上昇約660億円。配当金は今回、増額でやっと年60円。

四銀は純利益約170億円で60円の配当。三好社長は企業の規模・体力からすれば、200円は出せる。配当金を多額に配らない方針は社風。ダイキアクシスと共通。

純利益の約半分を社長・会長で占めるダイキアクシス。株主還元の低額は共存共栄。

自社の逮捕者の発表は総会後に発表。すべて逃げの戦法。自分達の城固めは必死だ。

お城が前に見える、豪華な本社ビルで三好社長はどんな経営方針を示すのか。

議論を逃げる性格。進展なし。城の高さを超える奇策なアイデアは無いと見た。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

取締役社長三好賢治氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験と高い見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けてリーダーシップを発揮しており、十分にその職責を果たしております。

1. 提案内容

- (候補者番号1) 上甲 啓二氏 (解任)
- (候補者番号2) 野間 自子氏 (解任)
- (候補者番号3) 田和 宏氏 (解任)

2. 提案理由

1 監査等委員である上甲 啓二氏を解任する。

解任2回目。上甲氏は監査等委員として監督機能の強化の意思決定プロセスや独立性の視点は曇りがち、リスク検証やコンプライアンス。ガバナンス向上に消極的で活躍なし。

またステークホルダーの利益バランスを考慮した意思決定も見えない。

昨今、社外取締役の中身が問われている。

役員報酬分の仕事をしていないとの統計が出ている。

ただ愛媛県庁OBで2019年6月から「ところてん式」の天下り先である。心境は長く務めるのが勝ち。株主は低配当で困っている。株主は上甲啓二氏に何の活躍も期待もしない。解任だけ。

2 監査等委員である野間 自子氏を解任する。

解任2回目。四国銀行との約10年に渡り、私は、株主代表訴訟で戦い私が勝訴し判例を作った。

取締役の善管注意義務違反であった。

どこの銀行も弁護士が監査等委員に就任している。何の変化も起きない。

しかし、不祥事は増えるばかり。期待外れ。監査等委員の仕事をまじめにやればキリがない。

「監督機能の強化・ガバナンスの向上・経営の健全性確保・多様性と専門性の活用・外部の視点の提供など役員として独立性を維持するため、雇用関係や株主との利害関係を厳格に守る。」これだけやる監査役は、いまだ一人もいない。頭数だけ満たしている。

株主は監査役に期待もしない。まだまだ監査等委員は頭数を揃えれば、それでよしの現風景。解任する。

3 監査等委員である田和 宏氏を解任する。

物価高に悩む国民、企業倒産・個人破産者多数にある。株主は役人OBに期待はしない。

金融機関の再編成や企業合併など今後の予想は全く付かない。年約750万円の報酬に見合った仕事をして貰いたい。いよぎんHDは年配当金200円出せる企業。

剰余金を貯めすぎ、DOEは2025年3月・1.63%で、5%が一流企業は常識になっている。

役員報酬・本社ビル。支店ビル・アプリ開発会社投資・監査等委員の任期途中下車・年一度の定時株主総会でも株主意見は短時間でブロックする。

監査等委員としての誰一人役割を果たしてない。役員側に立っている監査等委員。

株主や社会の声を経営に反映させる窓口となり、会社の透明性・説明責任を高めることにも貢献してない。飾り物である役員。株主は飾り物監査役に何の期待もしない。解任する。

<取締役会の意見>

取締役会としては、本株主提案に対して反対**いたします。**

監査等委員である取締役上甲啓二氏、野間自子氏、田和宏氏は、監査等委員である取締役就任以来、それぞれの分野における豊富な経験と高い知見を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監査・監督の見地から適切な提言を行っており、十分にその職責を果たしております。

以 上

(ご参考) 政策保有株式について

当社は、コーポレートガバナンス・コード【原則1-4. 政策保有株式】に基づき、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて以下のとおり開示しています。

当社グループは、相手企業との取引関係あるいは協力関係の維持・強化など政策目的で株式を保有する場合には、当社の株主さまの利益を不当に害することのないよう、リスク・リターンについても十分に分析し適切な運用に努める。

当社グループは、政策保有株式の適切な議決権行使が当社の株主さまに対する責任であるとの考えのもと、当社グループと相手企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値に資するか否かを基準として、議決権行使助言会社や機関投資家における行使基準も参考にしながら、議決権を行使する。

取締役会は、政策保有株式について「投資面」および「政策面」から評価・分類し、年に1回以上、保有継続可否の検証を行い、政策保有株式の縮減を進める。

このコーポレートガバナンス・ガイドラインに則って、当社の子会社である伊予銀行では、「投資面」については株式および預貸金取引等から算定したRORAがCAPMや配当成長モデルによる株主資本コスト等に見合うか否かで評価し、「政策面」については当初取組み時に期待していたとおり取引拡大が図られているか否か等で評価しております。

その上で、すべての株式について個社別に合理性の検証結果を取締役に付議しており、合理性に乏しいと判断される先については取引条件の改善交渉等を行い、改善が図られないようであれば取引先企業の十分な理解を得た上で売却を進めてまいります。

なお、政策保有株式の議決権につきましては、規程に定める行使基準に基づき、「伊予銀行と相手企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値に資するか否か」を基本的考え方として、議決権行使助言会社や機関投資家における行使基準も参考にしながら、行使についての判断を行っております。

以上の方針に基づき、以下のとおり政策保有株式の縮減を進めております。なお、2024年度中期経営計画において、「**2026年度末までに政策保有株式（上場株式）を取得原価ベースで250億円削減する**」ことを目標として設定致しました。

政策保有株式の推移

	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末
銘柄数（銘柄）	301	299	276	260
（うち上場株式）	(178)	(175)	(152)	(136)
取得原価（百万円）	84,833	83,699	76,587	69,195
（うち上場株式）	(73,711)	(72,376)	(65,262)	(56,718)
貸借対照表計上額（百万円）	353,796	392,593	323,529	340,648
（うち上場株式）	(342,674)	(381,269)	(312,204)	(328,171)

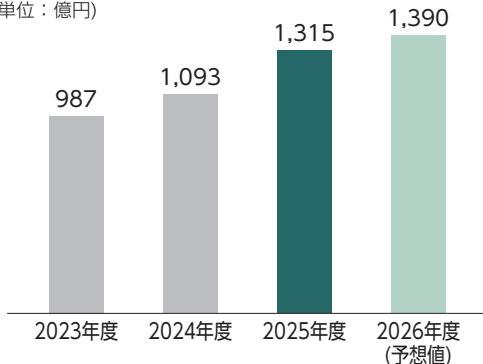
(ご参考)

財務ハイライト

※2021年度以前は伊予銀行グループの実績を記載しております。

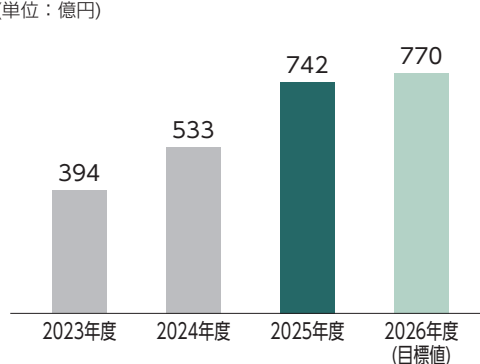
連結コア業務粗利益

(単位：億円)



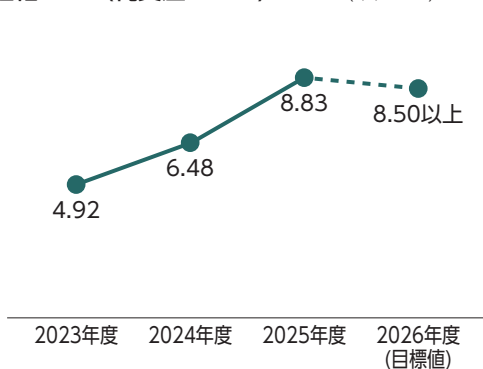
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



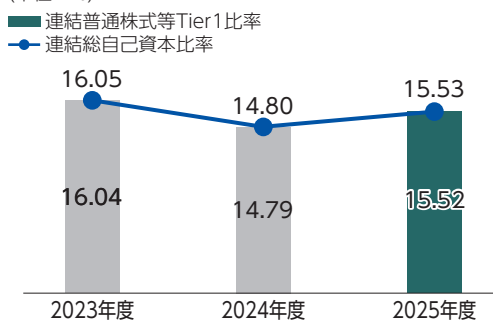
連結ROE (純資産ベース)

(単位：%)



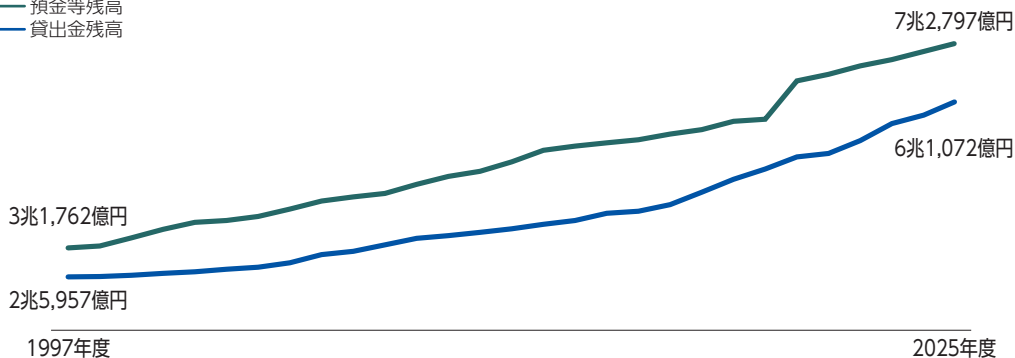
連結総自己資本比率・連結普通株式等Tier1比率

(単位：%)



預貸金推移

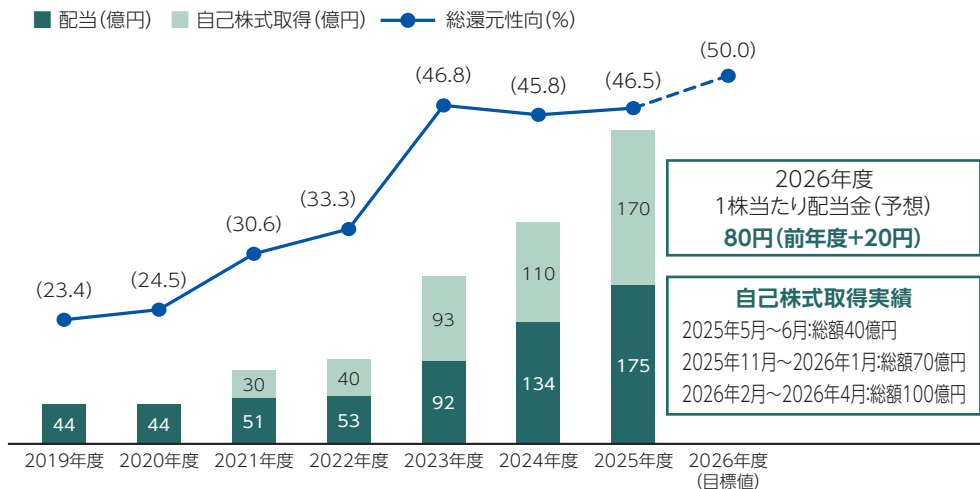
— 預金等残高
— 貸出金残高



株主還元方針

※2021年度以前は伊予銀行グループの実績を記載しております。

配当・自己株式取得の状況



株主さまご優待制度

株主の皆さまの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに当社株式を保有していただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入しております。

■ 制度概要

3月31日現在の株主名簿に記録された100株(1単元)以上を1年以上継続保有する株主さまを対象としており、ご優待の内容は下表のとおりです。

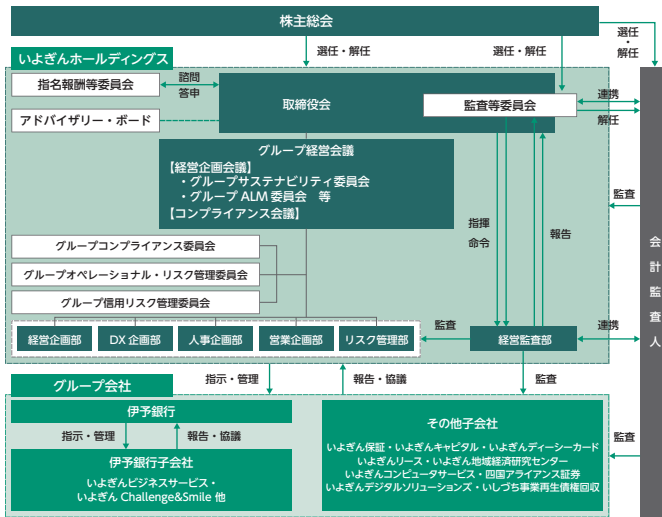
保有株式数	継続保有期間	
	1年以上3年未満	3年以上
100株以上1,000株未満	ご優待品	ご優待品
1,000株以上3,000株未満	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)
3,000株以上5,000株未満	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)	ご優待カタログから選択 (10,000円相当)
5,000株以上	ご優待カタログから選択 (10,000円相当)	ご優待カタログから選択 (15,000円相当)

長期にわたりより多くの当社株式を保有していただくことを目的として、2026年3月末を基準日とする今回の株主さまご優待制度から、内容を一部変更させていただいております。制度内容の詳細は<https://www.iyogin-hd.co.jp/ir/stock/stockholder.html>をご参照ください。



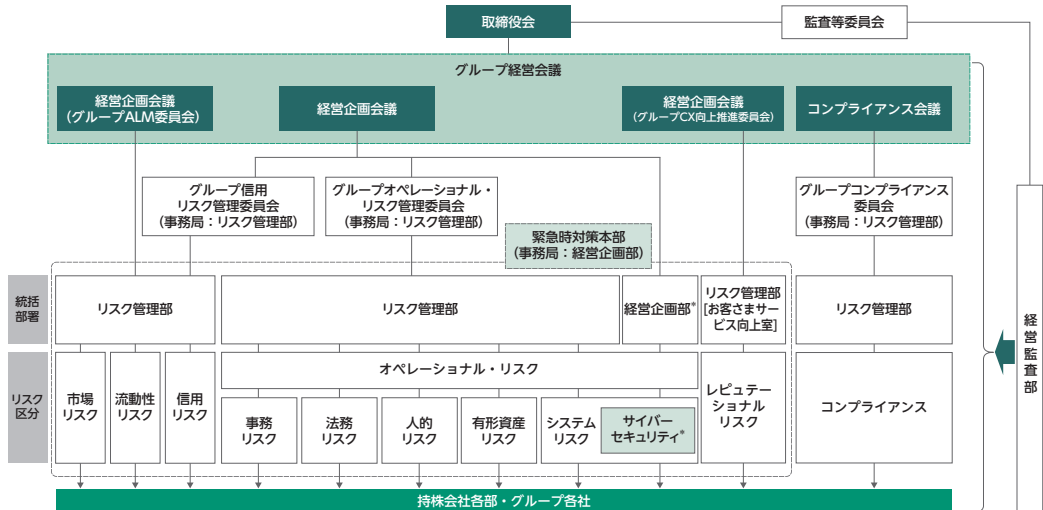
ガバナンス体制

コーポレートガバナンス体制



- いよざんホールディングス（持株会社）と伊予銀行は、ともに監査等委員会設置会社であり、グループ中核企業である両社には、取締役会において議決権をもつ社外取締役の参画を得て、経営の透明性・客観性の確保を図っております。
- また、両社ともに、同じ会社形態とすることで、一貫した内部管理体制を構築（両社は内部監査部門を活用した組織的な監査を実施）しております。
- 上記の体制整備に加えて、その他グループ会社の監査役とも連携し、グループ全体としての管理・監督機能の向上につなげております。
- さらに、いよざんホールディングスによる経営管理（グループ経営方針・計画の策定）のもと、各グループ会社が業務の実行に専念できる体制を構築し、戦略的かつ効率的なグループ運営に取り組んでおります。

リスク管理体制



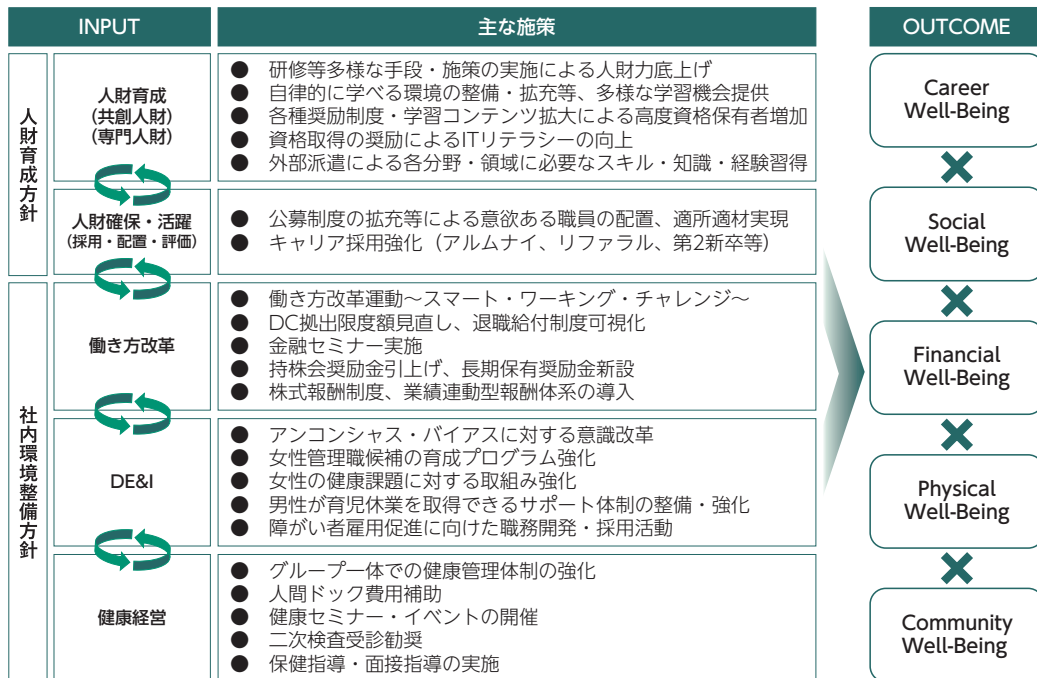
*サイバーセキュリティに関する対応は、グループ会社も含む組織横断的機関であるICSIRT（当社グループにおけるCSIRT/事務局：経営企画部）が担っており、サイバー攻撃に対する早期警戒及び緊急時対応に係る態勢を整備しております。

人的資本経営

人的資本経営

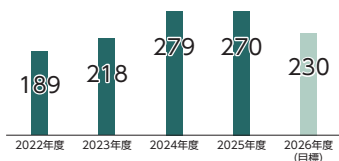
当社グループでは、人材を競争優位の源泉の一つと位置付け、全ての従業員の5つのWell-Being (Career, Social, Financial, Physical, Community) 実現を目指し、人財育成及び社内環境整備に取り組んでおります。

※いざぎんグループWell-Being = Better Work, Better Life. より良い人生のために、より良い仕事を。



人財育成投資額

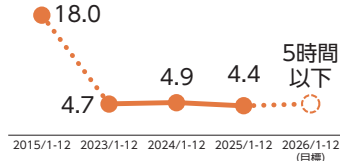
※伊予銀行
(単位：千円)



「人財育成に過剰投資はない」との信念のもと積極的な人財育成投資を継続しております。

時間外労働時間数

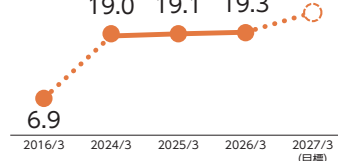
※伊予銀行
(単位：時間)



働き方改革運動「スマート・ワーキング・チャレンジ」の継続的な実施により、労基法上時間外労働時間数は低水準を維持しております。

女性役員比率

※伊予銀行
(単位：%)



積極的にジェンダー平等を進めており、女性役員比率は着実に上昇しております。

第4期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

<企業集団の主要な事業内容>

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社伊予銀行（以下「伊予銀行」といいます。）を含む連結子会社17社から構成される企業集団であり、瀬戸内圏域及び愛媛県を主要な営業基盤として、銀行業務に加え、証券業務、リース業務及び各種コンサルティング業務等を通じて、金融分野のみならず非金融分野も含めた総合サービスを地域の皆さまに提供しております。

<金融経済環境>

当期のわが国経済は、物価上昇や米国の通商政策を中心とした景気下押しの要因により、一部に弱い動きも見られましたが、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調となりました。先行きにつきましては、中東情勢等地政学リスクの高まりやエネルギー価格の上昇等の影響が懸念され、賃上げ効果と政府の物価高対応により改善期待のあった個人消費が弱含む可能性が否定できない情勢です。

愛媛県経済においても、賃金の引上げが続き、雇用・所得環境の改善が進んでいるものの、中東情勢の影響に伴い、燃料費の更なる高騰やサプライチェーンの混乱による幅広い企業への影響も懸念され、先行き不確実性の高まり等から慎重な見方を維持しています。

<企業集団の事業の経過及び成果>

当社グループは、グループ企業理念「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくる」に基づき、長期ビジョン「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」を実現するため、2024年4月から2027年3月までを計画期間とする「2024年度中期経営計画」を策定しております。

グループ企業理念

- 存在意義：潤いと活力ある地域の明日を創る
- 経営姿勢：最適のサービスで信頼に応える
- 行動規範：感謝の心でベストをつくす

長期ビジョン

- 新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ



「2024年度中期経営計画」の策定

<2024年度中期経営計画の進捗状況>

当社グループの長期ビジョンの実現に向けて、10年先を見据えた「稼ぐ力」を高めていくため、2024年度中期経営計画以降3回の中期経営計画において「営業×人財」の構造改革を実行していくこととし、2024年度中期経営計画をフェーズ1「基礎構築」と位置付け、事業・人財の各ポートフォリオの再構築に取り組んでおります。

事業ポートフォリオについては、法人・個人部門における35事業を「事業立地（利益率・市場成長性）」及び「利益額」で評価し、強化すべき領域、改善・効率化すべき領域などを可視化することにより、各事業の今後の方向性を決めました。強化学業は、人員の増強やデジタルの活用など、限られた資源を重点的に配分するよう積極的な成長投資を行うこととし、要改善事業は、採算やコスト体質の改善を図るため、ターゲット・単価等や投下人員の見直し、システムコストの適正化を進めてまいります。

人財ポートフォリオについては、人財の「質の向上」と「量の確保」の両面からアプローチを行っており、事業ポートフォリオに連動した人財ポートフォリオを構築するよう、営業コンサル人財の増強を主眼に置いた人員配置・捻出に取り組んでおります。

「2024年度中期経営計画」に係る当期の具体的な取組みは以下のとおりです。

【サステナビリティに関する取組み】

当社グループにおけるサステナビリティに関する基本的な考え方を社内外に分かりやすく発信し、サステナビリティ経営を実践するため、当社グループの経営上の基本方針として「サステナビリティ基本方針」を取締役会の決議を経て策定しております。マテリアリティに対して事業活動・社会貢献活動の両面からグループ横断的に対応することで、地域社会の持続性の維持・向上に貢献し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

サステナビリティに関するESG（環境・社会・ガバナンス）各要素における具体的な取組みは、以下のとおりです。



「環境」については、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が公表する開示提言に賛同し、その開示提言に基づく情報開示を行う意向を表明した企業である「TNFD Adopter」として登録いたしました。マテリアリティの一つである「気候変動・環境負荷」に基づき、TNFD開示提言に沿った情報開示の充実を図るとともに、地域における自然資本や生物多様性の保全に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

「社会」については、マテリアリティに基づく当社グループの人権への取組みを強化するため、「人権デューデリジェンス」に取り組んでおります。当社グループの事業活動が人権に及ぼす影響の把握・

評価とその対応策の策定を実施しており、今後は、サプライチェーンまで調査対象を広げるなど、人権尊重への取組みの高度化を目指してまいります。

「ガバナンス」については、当社グループの事業活動における透明性・公正性を一層高めるとともに、その取組み内容をより明確に社内外に発信することを目的として、「腐敗防止方針」を制定いたしました。本方針では、贈収賄や横領、不正な利益供与など、あらゆる腐敗行為の防止を徹底することを基本原則として定めており、役職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、法令・社会規範を遵守した事業活動を実践することを明確化しております。

【チャンネルに関する取組み】

お客さまと当社グループとのタッチポイントの拡充及び最適化を実現するため、各種チャンネルの高度化に取り組んでおります。

対面チャンネルにつきましては、2025年5月に本店営業部、ローンプラザ松山支店及びいよぎん保険プラザ松山（新本社ビル新南館）、2026年3月に伯方支店の新築移転が完了いたしました。伯方支店では、室内環境の快適性や省エネ性を高めた設計とすることで、「Nearlly ZEB」の認証を取得しており、環境負荷軽減を目指した店舗づくりにも努めております。

有人の非対面チャンネルにつきましては、デジタル化と対人コンサルティングを組み合わせたハイブリッドチャンネルの重要拠点として「ダイレクトコンサルティング部」を新設しております。お客さまへのサービス提供の正確さや品質、業務運営の効率性などが評価され、コンタクトセンターの国際品質保証規格「COPC®CX規格」の認証を2025年3月に地方銀行で初めて取得しましたが、この認証範囲をさらに電話受付センターまで広げる形で更新いたしました。

デジタルチャンネルにつきましては、各種銀行手続き機能を提供している個人向けの「AGENTアプリ」の継続的な機能追加・改善により、更なる利便性向上に取り組んでおります。今後もお客さま一人ひとりに寄り添うパーソナライズ提案の実現に向け、更なる高度化・改善を進めてまいります。

【商品・サービスに関する取組み】

法人のお客さま向けの商品として、ESG問題の解決を通じた企

業価値向上に挑戦する企業に対して、具体的目標の達成状況に合わせて一定の金利優遇を行う「サステナターゲットローン」の取扱いを開始いたしました。今後もファイナンス関連を中心とする金融面のサポートに加え、人材不足や事業承継対策、DX支援など、非金融面を含めた体制の整備を行い、当社グループ一体でお客様の経営課題やニーズにきめ細かく対応してまいります。

個人のお客様向けの商品として、お客様の円滑な相続を実現する「いよぎんの遺言信託」の取扱いを開始しており、遺言書作成の相談から、公正証書遺言の保管、遺言の執行にいたるまで、ワンストップでサポートすることが可能となっております。今後も世代を超えてお客様に取引を継続いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

これからも当社グループは、グループ一体となって最適な商品・サービスを提供し、CX（顧客体験価値）の向上に努めてまいります。

【人的資本経営に関する取組み】

当社グループでは、人財を競争優位の源泉の一つと位置付け、全ての従業員の5つのWell-Being（Career、Social、Financial、Physical、Community）実現を目指し、人財育成及び社内環境整備に取り組んでおります。

人財育成につきましては、「人財育成に過剰投資はない」という理念・組織文化に基づき、積極的に人財育成投資を実施しております。2025年度は、従業員一人ひとりの自律的な自己啓発をサポートする「Cubic Booster制度」を導入し、職務に直接必要な知識・スキルの習得等や業務に活かす目的で行う自己啓発に必要な費用を経済的にサポートすることで、従業員が自律的に学びを得ることができる環境を整備しました。

社内環境整備につきましては、「専門的かつ多様な人財」がエンゲージメント高く働けるよう、「働き方改革」、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）」、「健康経営」を中心として取り組んでおります。また、女性活躍推進にも積極的に取り組んでおり、伊予銀行において女性活躍推進法に基づく優良認定マーク「えるぼし（三つ星）」や、次世代育成支援対策推進法に基づく認定

マーク「プラチナくるみん」の認定を取得しております。さらに、業績連動型賞与の導入や譲渡制限付株式（R S）の付与、企業型確定拠出年金制度・従業員持株会制度の拡充等を通じて、従業員のモチベーション向上とエンゲージメント強化に取り組んでおります。

【I R・S R活動・格付等】

経営の透明性確保に向けた取組みにつきましては、2025年6月及び12月に、東京において、アナリスト・機関投資家向け「決算説明会」をライブ配信との併用によるハイブリッドで開催するなど、積極的な情報開示に努めました。また、企業価値向上に向けた意見交換の場として、機関投資家の皆さまとの個別面談を積極的に実施しております。

当社は、株主、お取引先及び投資家の皆さまに、当社の経営内容をより深くご理解いただくため、株式会社日本格付研究所（J C R）から「A A」、株式会社格付投資情報センター（R & I）から「A +」の格付を取得し、高い評価を受けております。

また、伊予銀行は、株式会社日本格付研究所（J C R）から「A A」、株式会社格付投資情報センター（R & I）から「A +」、海外の格付会社であるスタンダード＆プアーズ（S & P）から「A -」の格付を取得しております。

なお、当社では、これまで経営企画部内での兼任体制で担っていたI R・S R活動や株主総会の運営、統合報告書の作成等の業務を専任かつ一体的に管掌するよう、経営企画部の内室として「I R 統括室」を設置いたしました。これにより、投資家の皆さまとの、さらに積極的かつ高度なコミュニケーションに努めてまいります。

【コンプライアンス（法令等遵守）】

当社グループでは、コンプライアンスに関する取組みの具体的な実践計画である「グループコンプライアンス・プログラム」を毎年策定しております。グループコンプライアンス・プログラムの進捗状況やその他のコンプライアンスに関連する事項は、代表取締役社長を議長とするコンプライアンス会議（グループ経営会議）において審議され、取締役会に報告される体制を整備しております。

また、コンプライアンスを補完する考え方である「インテグリティ」（社会的倫理観に基づき、自律的に正しい行いをすること）の追

求を目的とした講義を全階層別研修で実施するとともに、定期的な勉強会を開催しております。

【リスク管理】

当社グループでは、バランスの取れた持続的成長と健全性の確保を両立するため、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけており、取締役会においてグループリスク管理計画を年度毎に策定し、リスク管理体制の強化とリスク管理水準の向上に取り組んでおります。また、南海トラフ巨大地震や豪雨災害等の自然災害及びシステム障害、感染症の蔓延等により業務継続が脅かされる緊急時に備え、「業務継続方針」を定め、この方針に基づき、「業務継続計画」を策定しております。さらに、近年複雑・巧妙化するサイバー攻撃への対応として、グループ横断的組織である「I-C-S-I-R-T」を設置し、早期警戒及び緊急時対応のための体制を整備しております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さまならびにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、当社グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

【当社グループの連結業績等】

連結経常収益は、国内金利の上昇及び貸出金残高の増加などにより資金運用収益が増加したことや、外国国債や政策保有株式等の有価証券を売却したことによりその他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどから、前年度比342億30百万円増加の2,661億18百万円となりました。また、連結経常費用は、その他業務費用が増加したことなどから、前年度比100億51百万円増加の1,669億12百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前年度比241億79百万円増加の992億6百万円となりましたが、「基幹系システムの高度化推進に係る計画変更」に関する和解金60億円を特別利益に計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比209億32百万円増加の742億53百万円となりました。

連結財政状態につきましては、総資産は前年度末比3,382億円増加して9兆5,398億円となり、純資産は前年度末比751億円増加し

て8,778億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は前年度末比1,669億円増加して7兆2,797億円、貸出金は前年度末比2,680億円増加して6兆1,072億円、有価証券は前年度末比1,435億円減少して1兆7,057億円となりました。

【伊予銀行の業績等】

伊予銀行の業績につきましては、経常収益は、国内金利の上昇及び貸出金残高の増加などにより資金運用収益が増加したことや、外国国債や政策保有株式等の有価証券を売却したことによりその他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどから、前年度比313億49百万円増加して2,412億64百万円となりました。また、経常費用は、その他業務費用が増加したことなどから、前年度比71億91百万円増加して1,446億13百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比241億57百万円増加して966億50百万円となりましたが、「基幹系システムの高度化推進に係る計画変更」に関する和解金60億円を特別利益に計上したことなどから、当期純利益は前年度比208億10百万円増加して725億5百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産は前年度末比3,217億円増加して9兆4,709億円となり、純資産は前年度末比648億円増加して8,169億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は前年度末比1,653億円増加して7兆2,983億円、貸出金は前年度末比2,844億円増加して6兆1,644億円、有価証券は前年度末比1,443億円減少して1兆6,923億円となりました。

<対処すべき課題>

金融緩和政策の転換を背景に「金利ある世界」へ移行するなど、当社グループを取り巻く経営環境は大きな変化の局面を迎えております。また、人口減少・少子高齢化の進行により経済基盤の縮小が懸念されるほか、脱炭素社会への移行や人権尊重への取組みなど、サステナビリティに関する社会的要請も一層高まっております。

このような経営環境を踏まえ、当社グループは、「2024年度中期経営計画」のもと、マテリアリティに基づく各種戦略を遂行するこ

とで、長期ビジョンである「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」の実現を目指してまいります。そして、金利環境の変化を踏まえた適切な資産・負債運営とリスク管理の高度化を図るとともに、金融仲介機能の強化やコンサルティング機能の発揮を通じて、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

これまでに確立してきた資本の健全性を背景に、積極的な成長投資や政策保有株式の削減、総還元性向の向上など、収益基盤の強化と資本効率の向上を推進し、ROEの向上を含めた企業価値向上に努めるとともに、「潤いと活力ある地域の明日を創る」というグループ企業理念のもと、当社グループ一丸となって金融/非金融の両面から地域の発展・成長、課題解決に貢献するサービスの提供に尽力してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	172,954	192,758	231,888	266,118
経常利益	42,415	58,579	75,027	99,206
親会社株主に帰属する 当期純利益	27,899	39,464	53,321	74,253
包括利益	41,050	94,189	△16,414	109,078
純資産額	759,838	843,027	802,723	877,882
総資産	8,550,778	9,258,385	9,201,585	9,539,812

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	9,565	10,842	24,653	39,303
受取配当額	8,775	9,345	23,089	37,499
銀行業を営む子会社	8,775	4,074	15,983	31,340
その他の子会社	—	5,271	7,105	6,158
当期純利益	8,811	9,361	23,006	37,431
1株当たり当期純利益	円 銭 28 26	円 銭 30 57	円 銭 76 83	円 銭 128 02
総資産	504,512	502,861	502,184	506,067
銀行業を営む子会社株式等	481,904	481,904	481,904	481,904
その他の子会社株式等	18,957	19,157	19,157	19,657

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を自己株式を除く期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他 の 事 業
使 用 人 数	2,784人	57人	257人

(注) 使用人数は、執行役員及び海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社伊予銀行

① 営業所数

			当 年 度 末
愛 媛 県	117店 (うち出張所 8)		
香 川 県	5 (—)
高 知 県	1 (—)
徳 島 県	1 (—)
福 岡 県	2 (—)
大 分 県	6 (—)
山 口 県	1 (—)
広 島 県	5 (—)
岡 山 県	3 (—)
兵 庫 県	2 (—)
大 阪 府	3 (—)
愛 知 県	1 (—)
東 京 都	2 (—)
国 内 計	149 (8)
シ ン ガ ポ ー ル	1 (—)
海 外 計	1 (—)
合 計	150 (8)

(注) 1. 上記のうち、27店舗（うち出張所5店舗）は店舗内店舗による営業としております。
 2. 上記のほか、インターネット支店を1店舗設置しております。
 3. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末
海外駐在員事務所	1か所
店舗外現金自動設備	52,286か所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備（以下、コンビニATMという）52,102か所を含んでおります。

② 当年度新設営業所
該当事項はありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を1か所新設、2か所廃止いたしました(除く、コンビニATM)。

③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

□ リース業及びその他の事業

会社名	主要な営業所
株式会社いよぎんホールディングス	本社(松山市)

上記以外のリース業及びその他の事業の営業所等の概況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 □ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	9,325	126	116	9,567

□ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

	会社名	設備の内容	投資金額
銀行業	株式会社伊予銀行	伯方支店 新築	458

(注) 上記の他、当社の子会社である株式会社伊予銀行において、本店本館・別館の建替を予定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	銀行業務	20,948百万円	100.00%	—
いよぎん保証株式会社	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	住宅ローン・消費者ローンの債務保証業務	30百万円	100.00%	—
いよぎんキャピタル 株式会社	愛媛県松山市 問屋町9番 41号	株式・社債等への投資業務 投資ファンドの運営	320百万円	100.00%	—
株式会社 いよぎん地域経済研究 センター	愛媛県松山市 湊町4丁目 4番地3	産業・経済・金融に関する調査研究業務 経営相談業務 研修等の教育サービス業務	30百万円	100.00%	—
株式会社いよぎん ディーシーカード	愛媛県松山市 三番町4丁目 12番地1	クレジットカード業務 保証業務	50百万円	100.00%	—
株式会社いしづち 事業再生債権回収	愛媛県松山市 二番町4丁目 5番地1	債権管理回収業務	500百万円	100.00%	—
いよぎんリース 株式会社	愛媛県松山市 大手町2丁目 5番地41	各種リース業務 融資業務	80百万円	100.00%	—
株式会社いよぎん コンピュータサービス	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	情報処理受託業務 ソフトウェア開発業務	10百万円	100.00%	—
四国アライアンス証券 株式会社	愛媛県松山市 三番町5丁目 10番地1	証券業務	3,000百万円	100.00%	—
株式会社 いよぎんデジタルソリューションズ	愛媛県松山市 南堀端町 1番地	コンサルティング業務	200百万円	100.00%	—
いよぎんビジネス サービス株式会社	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	現金整理・精査業務 大口集金業務 現金自動設備の保守管理業務	10百万円	100.00% (100.00%)	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社いよぎん Challenge & Smile	愛媛県松山市 高砂町2丁目 2番5号	事務用品等の作成業務	10百万円	100.00% (100.00%)	—
いよベンチャー ファンド4号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 問屋町9番 41号	ベンチャー企業への投資業務	500百万円	100.00% (100.00%)	—
いよベンチャー ファンド5号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 問屋町9番 41号	ベンチャー企業への投資業務	500百万円	100.00% (100.00%)	—
いよベンチャー ファンド6号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 問屋町9番 41号	ベンチャー企業への投資業務	1,000百万円	100.00% (100.00%)	—
いよエバーグリーン 農業応援ファンド投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市 問屋町9番 41号	農業法人への投資業務	204百万円	100.00% (100.00%)	—
いよエバーグリーン 農業応援ファンド2号 投資事業有限責任組合	愛媛県松山市 問屋町9番 41号	農業法人への投資業務	426百万円	100.00% (100.00%)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等17社であり、持分法適用会社は該当ありません。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は間接議決権比率であります。
4. 株式会社いしづち事業再生債権回収は、2025年10月1日に設立いたしました。
5. いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合は、2025年8月31日に解散し2025年10月31日に清算終了いたしました。また、いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合は、2025年12月31日に解散し、2026年2月28日に清算終了いたしました。

重要な業務提携の概況
該当事項はありません。

(7) 主要な借入先
該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
三好賢治	取締役社長（代表取締役） （経営監査部担当）	株式会社伊予銀行 取締役 頭取（代表取締役） 一般社団法人愛媛県銀行協 会 会長 愛媛県商工会議所連合会 会頭 松山商工会議所 会頭	
長田浩	取締役専務執行役員 （代表取締役） （経営企画部、秘書室、人 事企画部担当）	株式会社伊予銀行 取締役 副頭取（代表取締役）	
仙波宏久	取締役常務執行役員	株式会社伊予銀行 専務取締 役	
伊藤眞道	取締役監査等委員（常勤）		(注) 1.
上甲啓二	取締役監査等委員（社外）	三宅坂総合法律事務所 パー トナー	
野間自子	取締役監査等委員（社外）	株式会社エイジス 監査役 （社外） 松竹株式会社 取締役（社 外）	
田和宏	取締役監査等委員（社外）	株式会社日本総合研究所 顧 問	

- (注) 1. 取締役監査等委員 野間自子氏は、弁護士の資格を有しております。
2. 取締役監査等委員の上甲啓二氏、野間自子氏及び田和宏氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
3. 上記のとおり、常勤の監査等委員を選定しております。その理由は、主要なグループ会社である銀行の実務及び事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、会計監査人及び経営監査部との連携を密に図ること等により得られた情報及び知見について、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(参考)

当社は執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務するものは除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏名	地位及び担当
木原光一	常務執行役員 リスク管理部担当
徳永貴司	常務執行役員 DX企画部担当
佐賀山隆	常務執行役員
藤田直明	執行役員

(2) 会社役員に対する報酬等

A. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針（以下「決定方針」という。）につきましては、代表取締役社長及び監査等委員である取締役で構成され、かつその過半数が独立社外取締役からなる任意の報酬諮問委員会である指名報酬等委員会（旧経営審議委員会）に付議し、相当との意見を得て、取締役会において決議しております。

(b) 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、報酬とグループの業績及び株主利益の連動性を高めるため、固定報酬及び変動報酬からなる金銭報酬ならびに非金銭報酬によって構成し、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、報酬は子会社である株式会社伊予銀行（以下「伊予銀行」という。）と一体的に管理することとし、両社を兼務する場合は一定割合で按分するものとしております。

報酬の種類ごとの割合は、報酬が個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績向上への動機付けとなるよう業績

との連動性を確保しつつ、株主との価値共有を進め持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その客観性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額及び上限ポイント数の範囲内において、代表取締役社長が個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬案を策定し、指名報酬等委員会による審議及び答申を経て、取締役会にて指名報酬等委員会の答申内容を尊重し、決議しております。

(c) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬等委員会が報酬案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

B. 取締役の報酬等の総額等

(単位 百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (業績連動報酬等)	非金銭報酬 (非金銭報酬等)
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	4名	130	72	22	35
監査等委員である取締役	4名	47	47	—	—

(注) 1. 上記支給人数及び報酬等には、2025年6月27日開催の定時株主総会において退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含めております。

2. 変動報酬は、グループの業績と連動する短期インセンティブ、当社の配当実績と連動する配当基準報酬、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の企業価値向上に向けた取組みに対する定性評価と連動するプロセス評価報酬及び第三者機関の調査に基づくESG評価指標に連動するESG評価加算で構成しております。短期インセンティブは、毎年3月末日の決算期における当社の連結コア業務粗利益、連結コア業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標として決定した支給基準額に、役位に応じた配分ポイントを乗じて、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。なお、当該業績指標を選定した理由は、グループの総合的な収益力を表す指標であるためです。当年度の実績は、当社の連結コア業務粗利益131,587百万

円、連結コア業務純益67,640百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益74,253百万円であります。配当基準報酬は、変動報酬の支給時点で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が保有するストックオプション権利株数と株式報酬制度のポイント数の合計に、前事業年度の1株当たり年間配当実績金額を乗じて、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。プロセス評価報酬は、役位に応じた支給金額範囲内で、各事業年度における企業価値向上に向けた取組状況等を踏まえた指名報酬等委員会による定性評価を基に、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。ESG評価加算は、当社がESG関連株式インデックスの構成銘柄に選定されている場合に固定報酬に一定の支給倍率を乗じて、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金額を算定しております。

3. 非金銭報酬は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して交付される株式報酬です。
4. 当社の役員の報酬等は、2023年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額330百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額85百万円以内と決議されております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、同定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠にて株式報酬制度を導入しております。株式報酬制度で設定した信託に拠出する上限金額は、当社成立の日（2022年10月3日）から2024年6月の定時株主総会終結の日までが合計600百万円、対象期間を延長した場合は、延長年数に200百万円を乗じた金額としております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。
5. 監査等委員である取締役の報酬は、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から、基本報酬のみとしており、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査等委員の協議をもって決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
伊 藤 眞 道	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
上 甲 啓 二	
野 間 自 子	
田 和 宏	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及びグループ会社の取締役及び執行役員	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。（保険料は当社が全額負担しております。）ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役監査等委員 上 甲 啓 二	該当事項はありません。
取締役監査等委員 野 間 自 子	三宅坂総合法律事務所 パートナー 株式会社エイジス 監査役 (社外) 松竹株式会社 取締役 (社外)
取締役監査等委員 田 和 宏	株式会社日本総合研究所 顧問

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
上 甲 啓 二	3年5か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回、指名報酬等委員会7回のうち7回	愛媛県副知事をはじめとする行政分野における要職を歴任するなど、組織運営及び地方行政に関する豊富な経験と高い見識を活かし、特にガバナンスの強化及び地域振興の視点からの適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待されていたところ、地域活性化に関する議論において、「新規事業の創出支援に加え、既存事業に対しても、金融機関のノウハウを活かして、インバウンド層へのアピール等を通じた新たな販路開拓の支援を行うことが重要である。」等の専門的知見に基づく発言や、指名報酬等委員会の委員として、業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、当社グループの業務執行の監督を行っていただきました。
野 間 自 子	3年5か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回、指名報酬等委員会7回のうち7回	弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を活かし、特に法令遵守及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待されていたところ、人的資本経営に関する議論において、「人権の尊重については、当社内においても十分に浸透させることが重要であり、内部監査のテーマとしても是非取り上げるべきである。」等の専門的知見に基づく発言や、指名報酬等委員会の委員として、業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、当社グループの業務執行の監督を行っていただきました。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
田 和 宏	9か月	2025年6月27日の就任以降当期開催した取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回、指名報酬等委員会5回のうち5回	事務次官をはじめとする内閣府の要職を歴任するなど、組織運営及び金融全般に関する豊富な経験と高い見識を活かし、特にガバナンスの強化、金融高度化における観点からの適切な監督や有益な助言等によって、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待されていたところ、サイバーセキュリティ対策に関する議論において、「サイバー攻撃に係る脅威が増大する中、当社においてもスピード感をもってダイナミックな対策が講じられるよう、十分な資源配分を行うべきである。」等の専門的知見に基づく発言や、指名報酬等委員会の委員として、業務執行取締役の人事・報酬についての分析・検討等を通じて、当社グループの業務執行の監督を行っていただきました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	23	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 600,000千株
発行済株式の総数 313,408千株
(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 36,465名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	34,682 ^{千株}	11.97%
株式会社日本カストディ銀行	19,676	6.79
日本生命保険相互会社	8,878	3.06
株式会社伊予鉄グループ	7,075	2.44
明治安田生命保険相互会社	6,207	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常時代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	6,085	2.10
大王海運株式会社	6,000	2.07
住友林業株式会社	5,911	2.04
住友生命保険相互会社	5,415	1.86
いよぎんグループ従業員持株会	4,033	1.39

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(23,747,309株)を控除して計算しております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は34,682千株であります。なお、その内訳は、信託口34,682千株であります。
5. 株式会社日本カストディ銀行の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は19,676千株であります。
なお、その内訳は、信託口14,939千株、退職給付信託口4,519千株、年金信託口136千株、年金特金口80千株であります。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類 及び種類ごとの数）
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1名	普通株式 89,200株

(注) 株式報酬制度に基づき、退任した取締役に對して交付された株式の数を記載してあります。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	<p>①名称 株式会社いよぎんホールディングス第4回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 39個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,900株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2044年7月16日まで</p> <p>⑤権利行使価額 1株当たり 1円</p> <p>⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	1名
	<p>①名称 株式会社いよぎんホールディングス第5回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 28個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,800株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2045年7月15日まで</p> <p>⑤権利行使価額 1株当たり 1円</p> <p>⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第6回新株予約権 ②新株予約権の数 63個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,300株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2046年7月15日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	1名
	①名称 株式会社いよぎんホールディングス第7回新株予約権 ②新株予約権の数 135個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,500株 ④新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2047年7月14日まで ⑤権利行使価額 1株当たり 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社伊予銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	2名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 黒 川 智 哉 指定有限責任社員 大 橋 正 紹	22	(注) 2.

- (注) 1. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額113百万円当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な情報を入手しかつ報告を受け、過年度の職務遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の会計監査計画の内容及び報酬見積の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価実施基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき体制整備に努めております。なお、下記の「業務の適正を確保するための体制整備」は事業年度末日現在のものであります。

A. 法令等遵守体制

(a) 企業理念の実践

当社グループの企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、当社グループの全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

(b) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

当社の取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に誠実かつ率先垂範して取り組む。

特に、社長は、年頭挨拶や各種会議、研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に関する取組姿勢を当社グループ全体に示すものとする。

(c) 規程等の整備

当社は、取締役会において、当社グループの全役職員が遵守しなければならない規程を制定し、その周知徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境の変化等を踏まえ適宜これを見直す。

また、当社は、取締役会において、法令等遵守に関する当社グループの具体的な実践計画を年度ごとに策定する。

(d) 組織等の整備

当社は、当社グループの法令等遵守に関する統括部門を設置し、当社グループ内に配置するコンプライアンス担当者から、各拠点の法令等遵守状況に関する報告等を受ける体制を整備する。

また、当社は、社長を議長とするコンプライアンス会議において、当社グループ全体の法令等遵守体制に関する事項等を審議し、その内容を取締役に報告する体制を整備する。

(e) 報告・相談体制の整備

当社は、当社グループにおいて、法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の内部通報を含む報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、当社は、当社グループのお客さまからのご要望や苦情等を一元的に管理・検証する部門を設置し、グループ経営会議においてその内容を定期的に審議する。

(f) 教育・研修体制の整備

当社の取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

当社のコンプライアンス統括部門および当社グループのコンプライアンス担当者は、グループ内の集合研修および各拠点内の勉強会等において、法令等遵守に関する教育・研修体制の充実に努める。

(g) モニタリング体制の整備

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループにおける法令等遵守に関するモニタリングの実施状況を一元的に管理し、必要な対応を行う。

当社の内部監査部門は、対応結果の報告を受け、当社グループにおける法令等遵守体制の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(h) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融およびその他制裁違反の防止に向けた対応

当社は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融およびその他制裁違反を防止するため、取締役会の主導的な関与のもと、各部門の役割・責任等を明確にし、当社グループにおける組織横断的な対応態勢を構築する。

(i) 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

B. 情報の保存・管理

(a) 文書の保存・管理

当社グループ各社の各所管部署は、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を適切に保存・管理する。

(b) 情報セキュリティ

当社グループ各社の各所管部署は、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当社グループの保有する情報資産の適切な保護に努める。

C. リスク管理体制

(a) リスク管理計画の策定

当社は、当社グループの業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を年度ごとに策定する。

(b) 規程等の整備

当社グループ各社の各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

(c) 組織等の整備

当社は、当社グループのリスク管理全般を統括する部門を設置するとともに、当社グループ各社にリスク管理を担当する部門を設置する。

また、社長を委員長とするグループALM委員会を設置し、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク管理部門の担当役員を委員長とするグループオペレーショナル・リスク管理委員会およびグループ信用リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

(d) モニタリング体制の整備

当社のリスク管理部門は、当社グループにおける各種リスク管理に関するモニタリングの実施状況を一元的に管理し、必要な対応を行う。

当社の内部監査部門は、対応結果の報告を受け、当社グループにおけるリスク管理体制の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(e) 危機管理体制の整備

当社は、自然災害、システム障害、感染症の蔓延、人為的な災害等により、業務継続が脅かされる緊急時において、業務の継続または速やかな再開を図るため、当社グループにおける危機管理体制を整備する。

また、当社は、サイバー攻撃に対応するため、グループ横断的な専門組織を設置し、攻撃の未然防止や被害を受けた場合の対処を行う体制を整備する。

D. 効率的な職務執行体制

(a) 担当役員

当社は、迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、各部門の担当役員を定める。

(b) グループ経営会議

当社は、取締役会の定める「グループ経営会議規程」に基づき、社長の業務執行を補佐するため、役付取締役等によって構成されるグループ経営会議を設置する。グループ経営会議は、取締役会の決定した基本方針に基づき、当社グループ経営全般の重要事項を協議する。

(c) 機構、業務分掌および職制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

(d) 経営計画等の策定と進捗管理

当社は、計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において、当社グループの経営計画等を策定する。

また、経営計画等の進捗状況を継続的に把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜これを見直す。

(e) デジタルの活用

当社グループは、IT（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努める。

E. その他のグループ経営管理体制

(a) 財務報告の信頼性確保

当社グループは、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努める。

(b) グループ会社の管理

ア. 規程の整備

当社は、取締役会において、当社グループを適切に管理するための規程を制定する。

イ. 組織等の整備

当社は、グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を設置する。

また、当社とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項について、グループ会社から当社に協議・報告を行う制度を設けることにより、グループ会社を適切に管理する。

ウ. 経営管理

当社は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するとともに、当社内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当社グループ全体における業務の適正を確保する。

また、当社は、グループ会社役職員から当社コンプライアンス統括部門への、法令等遵守に係る事案に関する報告・相談体制を整備する。

F. 監査等委員会の監査業務の補助に関する事項

(a) 組織の整備

当社は、監査等委員会の事務局として、その補助事務等処理する部署を設置する。

(b) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査等委員会の事務局たる部署に、監査等委員会の職務を補助する職員を置く。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ社長が決裁する。

G. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

(a) 主要な会議等への出席

当社の監査等委員は、当社グループ各社の主要な会議等に出席し意見を述べることができ、当社は、このことを関連する規程等において明記する。

- (b) 代表取締役等と監査等委員会との定期的な会合
当社の代表取締役等は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (c) 監査等委員と内部統制部門との定期的な会合
当社の監査等委員は、当社の経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の内部統制部門と定期的に会合を持ち、内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。
- (d) 監査等委員会への報告
ア. 当社は、当社グループの役職員が当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他法令等遵守に関する問題があることを発見したときの監査等委員会への報告体制を整備する。
イ. 当社の監査等委員会は、当社グループの役職員に対して、報告・意見を求めることができる。また、当社グループの役職員は、これに速やかに対応する。
ウ. 当社の監査等委員会は、当社グループ各社に対して事業の報告を求め、または、その業務および財産の状況を調査する。
エ. 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者に対して、報告を理由とする不利益な処遇は一切行わない。
- (e) 監査等委員会と内部監査部門との関係
ア. 当社の内部監査部門は、監査等委員会および社長の指揮命令に従うものとする。
イ. 当社の監査等委員会は、内部監査部門から内部管理態勢における課題等について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門は監査等委員会と社長の指示に齟齬がある場合は、監査等委員会の指示を尊重するものとする。
ウ. 当社の監査等委員会の指揮命令を受ける内部監査部門の部門長の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ社長が決裁する。
エ. 内部監査部門の規程の制定および改廃ならびに内部監査計

画の策定については、取締役会等の決定に先立ち、当社の監査等委員会の承認を要するものとする。

(f) 監査等委員の職務の執行に係る費用

ア. 当社の監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当社が負担する。

イ. 当社は、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期ごとに、一定額の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

A. 法令等遵守体制

当社は、当社グループの法令等遵守に関する統括部門として、リスク管理部を設置し、当社グループ内に配置するコンプライアンス担当者から、各拠点の法令等遵守状況に関する報告等を受けています。

また、社長を議長とするコンプライアンス会議において、当社グループ全体の法令等遵守体制に関する事項等を審議し、その内容を取締役に報告しています。なお、当事業年度はコンプライアンス会議を14回開催しました。

B. 情報の保存・管理

当社グループ各社の各所管部署は、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を適切に保存・管理しています。

また、「情報セキュリティ管理規程」を制定する等、当社グループの保有する情報資産の適切な保護に努めています。

C. リスク管理体制

当社は、社長を委員長とするグループALM委員会を設置し、運用・調達の基本方針等を検討しています。

また、リスク管理部担当役員を委員長とするグループオペレーショナル・リスク管理委員会およびグループ信用リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討しています。なお、当事業年度は

グループALM委員会を11回、グループオペレーショナル・リスク管理委員会を4回、グループ信用リスク管理委員会を4回開催しました。

D. 効率的な職務執行体制

当社は、計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において、グループ経営計画を策定しています。

また、経営計画の進捗状況を継続的に把握するため、社長を議長とする経営計画会議を開催し、経営環境の変化等を踏まえて適宜これを見直しています。なお、当事業年度は経営計画会議を4回開催しました。

E. その他グループ経営管理体制

当社は、グループ会社に対する指導・支援を統括する部門として経営企画部を設置しています。

また、当社とグループ会社間で経営計画会議等の定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項について、グループ会社から当社に協議・報告を行う制度を設け、運用することにより、グループ会社を適切に管理しています。

F. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

当社は、「監査等委員会内部通報規程」を制定する等、当社グループの役職員が当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他法令等遵守に関する問題があることを発見したときの監査等委員会への報告体制を整備しています。

また、当社の内部監査部門は、監査等委員会および社長と毎月ミーティングを実施し、監査状況を報告したうえで、適宜指示を受けています。

当社の代表取締役等は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について定期的に意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努めています。なお、当事業年度は定期的な会合を2回実施しました。

9. 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1番地	481,904百万円	506,067百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、地域経済の発展に貢献すべく十分な健全性を確保しながら、株主さまへの長期安定的な利益還元や成長に向けた資本の有効活用を行っていくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。

第4期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,167,067	預 渡 性 預 金	6,743,301
コールローン及び買入手形	5,116	譲 渡 性 預 金	536,431
債券貸借取引支払保証金	120,647	コールマネー及び売渡手形	4,796
買入金銭債権	3,386	売 現 先 勘 定	122,894
商品有価証券	318	債券貸借取引受入担保金	176,178
金銭の信託	5,404	借 用 金	694,497
有価証券	1,705,787	外 国 為 替	2,002
貸出金	6,107,233	信 託 勘 定 借	1,764
外国為替	6,594	そ の 他 負 債	228,640
リース債権及びリース投資資産	48,590	賞 与 引 当 金	2,513
その他の資産	218,523	退職給付に係る負債	6,647
有形固定資産	85,721	睡眠預金払戻損失引当金	245
建物	30,160	偶 発 損 失 引 当 金	1,297
土地	47,964	株 式 報 酬 引 当 金	797
リース資産	1,470	固定資産解体費用引当金	590
建設仮勘定	859	特 別 法 上 の 引 当 金	7
その他の有形固定資産	5,265	繰 延 税 金 負 債	97,443
無形固定資産	12,794	再評価に係る繰延税金負債	9,521
ソフトウェア	9,518	支 払 承 諾	32,357
その他の無形固定資産	3,276	負 債 の 部 合 計	8,661,929
退職給付に係る資産	61,828	(純資産の部)	
繰延税金資産	345	資 本 金	20,000
支払承諾見返	32,357	資 本 剰 余 金	28,296
貸倒引当金	△41,906	利 益 剰 余 金	616,452
		自 己 株 式	△38,731
		株 主 資 本 合 計	626,018
		その他の有価証券評価差額金	195,689
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16,576
		土 地 再 評 価 差 額 金	18,237
		退職給付に係る調整累計額	21,182
		その他の包括利益累計額合計	251,685
		新 株 予 約 権	23
		非 支 配 株 主 持 分	155
		純 資 産 の 部 合 計	877,882
資産の部合計	9,539,812	負債及び純資産の部合計	9,539,812

第4期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位 百万円)

	科 目	金 額
経	常 収 益	266,118
資	金 運 用 収 益	150,420
	貸 出 金 利 息	94,733
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	49,016
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	244
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	67
	預 け 金 利 息	5,976
	そ の 他 の 受 入 利 息	381
信	託 報 酬	18
役	務 取 引 等 収 益	17,438
そ	の 他 業 務 収 益	63,856
そ	の 他 経 常 収 益	34,384
	償 却 債 権 取 立 益	153
経	そ の 他 の 経 常 収 益	34,230
資	金 調 達 費 用	45,991
	預 金 利 息	23,314
	譲 渡 性 預 金 利 息	3,593
	コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	854
	売 現 先 利 息	4,583
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	4,908
	借 用 金 利 息	3,448
	そ の 他 の 支 払 利 息	5,287
役	務 取 引 等 費 用	6,117
そ	の 他 業 務 費 用	39,876
そ	の 他 経 常 費 用	62,635
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,340
	そ の 他 の 経 常 費 用	5,950
経	特 常 別 利 益	99,206
	固 定 資 産 処 分 益	9
	受 取 資 産 和 解 金	6,000
特	別 損 失	659
	固 定 資 産 処 分 損 失	451
	減 損	207
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	104,556
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	29,704
法	人 税 等 調 整 額	584
法	人 税 等 合 計	30,289
当	期 純 利 益	74,266
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	12
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	74,253

第4期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	20,000	28,299	558,243	△21,318	585,224
当期変動額					
剰余金の配当			△16,264		△16,264
親会社株主に 帰属する当期純利益			74,253		74,253
自己株式の取得				△17,941	△17,941
自己株式の処分		△3		528	525
土地再評価差額金の取崩			219		219
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△3	58,209	△17,413	40,793
当期末残高	20,000	28,296	616,452	△38,731	626,018

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	175,877	12,307	18,457	10,452	217,093	115	289	802,723
当期変動額								
剰余金の配当								△16,264
親会社株主に 帰属する当期純利益								74,253
自己株式の取得								△17,941
自己株式の処分								525
土地再評価差額金の取崩								219
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	19,811	4,269	△219	10,729	34,591	△91	△134	34,366
当期変動額合計	19,811	4,269	△219	10,729	34,591	△91	△134	75,159
当期末残高	195,689	16,576	18,237	21,182	251,685	23	155	877,882

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 17社

会社名

株式会社伊予銀行

いよぎんビジネスサービス株式会社

株式会社いよぎんChallenge&Smile

いよぎん保証株式会社

いよぎんキャピタル株式会社

いよベンチャーファンド4号投資事業有限責任組合

いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合

いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合

いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合

いよエバーグリーン農業応援ファンド2号投資事業有限責任組合

株式会社いよぎん地域経済研究センター

株式会社いよぎんディーシーカード

株式会社いしづち事業再生債権回収

いよぎんリース株式会社

株式会社いよぎんコンピュータサービス

四国アライアンス証券株式会社

株式会社いよぎんデジタルソリューションズ

(連結の範囲の変更)

株式会社いしづち事業再生債権回収を新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合及びいよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合は、清算終了により子会社及び子法人等に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 9社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 5社
投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | 該当事項はありません。 |
| (2) 持分法適用の関連法人等 | 該当事項はありません。 |
| (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 9社 |
| (4) 持分法非適用の関連法人等 | 3社 |

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～40年 その他 5年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込

額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,269百万円であります。

その他の会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

10. 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、当社の子会社である株式会社伊予銀行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年

度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、上記を除く一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

14. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(3) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース期間に基づくリース契約上の受取るべき月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当

額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（貸倒引当金）

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 41,906百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

（2）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

（3）翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（信託を用いた株式報酬制度）

当社及び当社の子会社である株式会社伊予銀行(以下「伊予銀行」という。)は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下あわせて「取締役等」という。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

当社及び伊予銀行が定める株式交付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、その退任時において、信託を通じてポイントに応じた当社株式及び金銭を交付します。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

(1) 信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は1,810百万円であります。

(3) 信託が保有する当社の株式の当連結会計年度末株式数は1,530千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は118,630百万円であります。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,440百万円
危険債権額	78,239百万円
要管理債権額	13,399百万円
三月以上延滞債権額	2,598百万円
貸出条件緩和債権額	10,801百万円
小計額	102,079百万円
正常債権額	6,329,480百万円
合計額	6,431,559百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,133百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	531,319百万円
貸出金	648,738百万円
担保資産に対応する債務	
預金	24,623百万円
売現先勘定	122,894百万円
債券貸借取引受入担保金	176,178百万円
借入金	679,926百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券38,800百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金7,010百万円、金融商品等差入担保金53,440百万円、保証金74百万円及び敷金267百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,271,014百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,058,466百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内（行内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,509百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 55,625百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,942百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は46,197百万円であります。

10. 元本補填契約のある信託の元本金額 1,764百万円

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、貸出金償却44百万円、株式等償却35百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	313,408	—	—	313,408	
合 計	313,408	—	—	313,408	
自己株式					
普通株式	18,195	7,522	440	25,277	(注) 1,2,3
合 計	18,195	7,522	440	25,277	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加7,522千株は、市場買付による自己株式の取得による増加7,440千株、所在不明株主の株式買取りによる増加80千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての株式割当の無償取得による増加0千株であります。
2. 自己株式のうち普通株式の減少440千株は、株式報酬制度における当社株式の交付等による減少255千株、新株予約権の権利行使による減少114千株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての処分による減少70千株であります。
3. 自己株式のうち普通株式の当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式がそれぞれ1,786千株、1,530千株含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内 訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度 期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		—		23		
合 計			—		23		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	7,424百万円	25.00円	2025年3月31日	2025年6月6日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	8,839百万円	30.00円	2025年9月30日	2025年12月10日
合計		16,264百万円			

- (注) 1. 2025年5月9日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金44百万円が含まれております。
2. 2025年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金46百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月8日 取締役会	普通株式	8,689百万円	利益剰余金	30.00円	2026年3月31日	2026年6月5日

- (注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託に対する配当金45百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービス事業を行っております。そのため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主としてお取引先に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び経営政策目的で保有しているほか、一部売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建金融資産・負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはA L Mの一環で行っている金利スワップ取引があります。当社グループでは、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の

変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段を発生別・残存期間別にグルーピングし、ヘッジ手段の残高がヘッジ対象の残高を上回っていないことを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループにおいては、「グループリスク管理計画」を取締役会で策定し、そのなかで信用リスクに関する方針を定めております。具体的には、特定のお取引先並びに実質的に同一とみなされるお取引先グループ、特定の業種への与信集中の抑制によるリスクの分散等を図っております。また、与信集中の抑制以外にも、内部格付別・営業ブロック別・全業種別等の与信状況について管理・分析を行っており、信用リスクの高度化による与信ポートフォリオの最適化に努めております。これらの管理状況の結果については、項目に応じて取締役会等へ報告を行っております。

また、リスク管理部を営業推進部門・審査関連部門から完全に独立した信用リスク管理部署と定め、「内部格付制度」を当社グループにおける信用リスク管理の根幹の制度と位置付け、その上で制度に関する基準を制定し、個社別の与信管理、業務運営等に活用しております。リスク管理部では、当社グループの内部格付制度の設計・基準制定及び変更、内部格付制度の検証及び運用の監視等を所管しており、内部格付制度の適切な運営や格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う体制としております。

一方、審査関連部門は個別与信にかかる審査等を担当しており、営業推進部門から分離し審査の独立性を確保するとともに、融資に関する基本原則を遵守し、お取引先の財務状況や資金使途、返済能力等を勘案した厳正かつ総合的な審査を実施しております。なお、資産の自己査定については、資産査定基準の制定等をリスク管理部が所管した上で、営業店による1次査定、本部各部による2次査定ののち、リスク管理部による検証を実施する等、厳正な運用体制を確保しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、グループALM委員会を中心とする管理体制のもとで市場リスクの統合管理を行っております。

グループALM委員会では、ギャップ法や時価評価分析、期間損益シミュレーション、VaR(バリュー・アット・リスク)等の多面的な手法を活用して、適時・的確にリスクの把握を行っております。これらの手法によるリスク分析に加え、収益構造分析、経済環境・市場予測等に基づいて、運用・調達の基本方針やグループリスク管理計画、ヘッジ戦略を検討しております。なお、市場取引部門については、取引を執行する部署及び決済等の事務を行う部署から独立したリスク管理部署であるリスク管理部を設置し、相互牽制を図っております。

また、取締役会においてリスク量のリミットを設定し、リスク管理部はその遵守状況の

モニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を取締役会等に報告を行っております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当社グループでは、市場リスクの計測をVaRにより行っております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99.9%、観測期間1,200営業日)を採用しております。

当社グループにおいて主要な市場リスクは株式リスクと金利リスクであり、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当連結会計年度末現在、株式リスクや金利リスクを含む当社グループの市場リスク量(損失額の推計値)は2,709億円であります。

なお、当社グループでは、VaRとVaR計測期間に対応した実際の損益変動を比較するバックテストングを実施し、使用する計測モデルの精度に問題がないことを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動から統計的に算出した市場リスク量であり、市場環境が激変する状況下におけるリスクを適正に表せない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通して、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	3,386	3,386	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	318	318	—
(3) 金銭の信託	5,404	5,404	—
(4) 有価証券（*1）			
その他有価証券	1,678,842	1,678,842	—
(5) 貸出金	6,107,233	5,884,746	
貸倒引当金（*2）	△40,254		
	6,066,979	5,884,746	△182,232
資 産 計	7,754,931	7,572,698	△182,232
(1) 預金	6,743,301	6,731,202	△12,099
(2) 譲渡性預金	536,431	536,431	—
(3) 借入金	694,497	685,091	△9,405
負 債 計	7,974,230	7,952,725	△21,504
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,262	12,262	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(15,117)	(15,117)	—
デリバティブ取引計	(2,854)	(2,854)	—

（*1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*4）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (* 1) (* 2)	14,154
組合出資金等 (* 3)	12,790

(* 1) 市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について35百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	318	—	—	318
金銭の信託	—	—	2,340	2,340
有価証券(*)				
その他有価証券				
国債	195,415	15,267	—	210,682
地方債	—	116,076	—	116,076
社債	—	22,457	45,366	67,823
株式	355,635	—	—	355,635
その他	408,656	518,851	995	928,503
資 産 計	960,026	672,653	48,702	1,681,381
デリバティブ取引				
金利関連	16	31,332	—	31,349
通貨関連	—	△34,559	—	△34,559
株式関連	355	—	—	355
デリバティブ取引計	372	△3,227	—	△2,854

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は119百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	－	－	3,386	3,386
金銭の信託	－	－	3,064	3,064
貸出金	－	－	5,884,746	5,884,746
資 産 計	－	－	5,891,197	5,891,197
預金	－	6,731,202	－	6,731,202
譲渡性預金	－	536,431	－	536,431
借入金	－	685,091	－	685,091
負 債 計	－	7,952,725	－	7,952,725

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。信託受益権以外の買入金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券は国債であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているため、レベル1の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物については、取引金融機関等から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

社債のうち自行保証付私募債は、残存期間に応じた適切な市場利率に内部格付に応じた信

用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利による貸出金については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利による貸出金については、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）の貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、将来のキャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当社の信用リスクを反映した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借入金については、当該借入金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当社の信用リスクを反映した割引率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、現在価値技法やオプション価格評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.1%－16.8%	0.3%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権	545	△7	3	△541	－	－	－	－
金銭の信託	2,125	△5	121	98	－	－	2,340	△5
有価証券								
その他有価証券								
社債	49,059	43	△155	△3,580	－	－	45,366	－
その他	983	－	12	－	－	－	995	－

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続並びに時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や当社が算定した推計値との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

- (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
 社債のうち自行保証付私募債の時価の算定で用いている割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	3,726	－	3,726	－	3,726
為替業務	3,346	－	3,346	－	3,346
証券関連業務	994	－	994	1,870	2,865
その他業務	5,469	－	5,469	328	5,797
顧客との契約から生じる経常収益	13,537	－	13,537	2,198	15,735
上記以外の経常収益	228,481	21,463	249,944	438	250,382
外部顧客に対する経常収益	242,018	21,463	263,482	2,636	266,118

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理受託・ソフトウェア開発業及び証券業等であります。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 3,046円19銭
- 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 253円96銭
- 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 253円92銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度において控除した当該期末の普通株式の数は1,530千株、期中平均株式数は1,623千株であります。

第4期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,415	流 動 負 債	467
現金及び預金	4,364	未払金	189
その他流動資産	50	未払費用	26
固 定 資 産	501,652	未払法人税等	17
無形固定資産	8	未払消費税等	37
ソフトウェア	8	賞与引当金	79
投資その他の資産	501,643	その他流動負債	116
関係会社株式	501,561	固 定 負 債	160
繰延税金資産	82	株式報酬引当金	160
		負 債 の 部 合 計	627
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	505,417
		資 本 金	20,000
		資 本 剰 余 金	479,754
		資 本 準 備 金	5,000
		その他資本剰余金	474,754
		利 益 剰 余 金	44,393
		その他利益剰余金	44,393
		繰越利益剰余金	44,393
		自 己 株 式	△38,731
		新 株 予 約 権	23
		純 資 産 の 部 合 計	505,440
資 産 の 部 合 計	506,067	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	506,067

第4期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位 百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		39,303
関係会社受取配当金	37,499	
関係会社受入手数料	1,804	
営 業 費 用		1,853
販売費及び一般管理費	1,853	
営 業 利 益		37,449
営 業 外 収 益		6
受取利息	5	
雑収入	1	
営 業 外 費 用		0
雑損	0	
経 常 利 益		37,456
税 引 前 当 期 純 利 益		37,456
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34	
法 人 税 等 調 整 額	△9	
法 人 税 等 合 計		24
当 期 純 利 益		37,431

第4期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	5,000	474,757	479,757
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	△3	△3
当期末残高	20,000	5,000	474,754	479,754

(単位 百万円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	23,226	23,226	△21,318	501,666	115	501,781
当期変動額						
剰余金の配当	△16,264	△16,264		△16,264		△16,264
当期純利益	37,431	37,431		37,431		37,431
自己株式の取得			△17,941	△17,941		△17,941
自己株式の処分			528	525		525
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△91	△91
当期変動額合計	21,167	21,167	△17,413	3,750	△91	3,659
当期末残高	44,393	44,393	△38,731	505,417	23	505,440

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

追加情報

(信託を用いた株式報酬制度)

当社及び当社の子会社である株式会社伊予銀行(以下「伊予銀行」という。)は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下あわせて「取締役等」という。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

当社及び伊予銀行が定める株式交付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、その退任時において、信託を通じてポイントに応じた当社株式及び金銭を交付します。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

(1) 信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は1,810百万円であります。

(3) 信託が保有する当社の株式の当事業年度末株式数は1,530千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権総額 1,110百万円
2. 関係会社に対する金銭債務総額 2百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高
 - (1) 営業取引による取引高
 - 営業収益 39,303百万円
 - 営業費用 94百万円
 - (2) 営業取引以外の取引による取引高
 - 営業外収益 5百万円
2. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社伊予銀行	所有直接 100%	経営管理等・ 役員の兼任	配当金の受取	31,340	-	-

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	18,195	7,522	440	25,277	(注) 1,2,3
合 計	18,195	7,522	440	25,277	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加7,522千株は、市場買付による自己株式の取得による増加7,440千株、所在不明株主の株式買取りによる増加80千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての株式割当の無償取得による増加0千株であります。
2. 自己株式のうち普通株式の減少440千株は、株式報酬制度における当社株式の交付等による減少255千株、新株予約権の権利行使による減少114千株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての処分による減少70千株であります。
3. 自己株式のうち普通株式の当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式がそれぞれ1,786千株、1,530千株含まれております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
株式報酬引当金	50 百万円
賞与引当金	25
未払事業税	2
その他	5
繰延税金資産小計	82
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	82
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	82 百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 1,754円12銭
2. 1株当たりの当期純利益金額 128円02銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 128円00銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

当事業年度において控除した当該期末の普通株式の数は1,530千株、期中平均株式数は1,623千株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社 いよぎんホールディングス
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 正紹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社いよぎんホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いよぎんホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうか

を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指針、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社 いよざんホールディングス
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 正紹

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社いよざんホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の経営監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月7日

株式会社 いぎんホールディングス 監査等委員会

監査等委員 伊藤 眞 道

監査等委員 上 甲 啓 二

監査等委員 野 間 自 子

監査等委員 田 和 宏

- (注) 監査等委員 上甲啓二、野間自子、田和宏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。
(注) 監査等委員は、電子署名をしております。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

ANAクラウンプラザホテル松山

本館4階「ダイヤモンドボールルーム」

愛媛県松山市一番町3丁目2番地1



お願い

- 株主さまへのお土産をご用意しておりません。
- 駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。